

第百八回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第二号

昭和六十二年三月二十五日(水曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 加藤 万吉君

理事 上草 義輝君 理事 小渡 三郎君

理事 中村正三郎君 理事 町村 信孝君

理事 宮里 松正君 理事 上原 康助君

理事 玉城 栄一君 理事 和田 一仁君

理事 石破 茂君 理事 片岡 武司君

理事 北村 直人君 理事 鈴木 宗男君

理事 中川 昭一君 理事 野中 英二君

理事 野中 広務君 理事 鳩山由紀夫君

理事 船田 元君 理事 穂積 良行君

理事 五十嵐広三君 理事 江田 五月君

理事 小谷 輝二君 理事 藤原 房雄君

理事 林 保夫君 理事 瀬長亀次郎君

出席国務大臣

国務大臣 (総務庁長官) 山下 徳夫君

国務大臣 (沖繩開発庁長官) 綿貫 民輔君

出席政府委員

沖繩開発庁総務局長 小谷 宏三君

沖繩開発庁総務局長 五郎九日出昇君

沖繩開発庁振興局長 塚越 則男君

食糧庁次長 山田 岸雄君

委員外の出席者

防衛施設庁総務部長 宮下 功君

防衛施設庁施設部長 志満 一善君

防衛施設庁施設部長 志満 一善君

防衛施設庁施設部長 志満 一善君

防衛施設庁施設部長 志満 一善君

防衛施設庁施設部長 志満 一善君

第二類第六号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第二号 昭和六十二年三月二十五日

外務省北米局安 岡本 行夫君
全保障課長 大蔵省銀行局銀 中平 幸典君
行課長 厚生省保健医療 伊藤 雅治君
局長感染症対策室 農林水産省農産 清田 安幸君
園芸局農産課長 資源エネルギー 清川 佑二君
庁公益事業部業 労働大臣官房参 竹村 毅君
務課長 特別委員会第一 木村 俊之君
調査室長

委員の異動

昭和六十一年十二月二十九日

川田 正則君 補欠選任 阿部 文男君

昭和六十二年三月二十五日

阿部 文男君 補欠選任 野中 英二君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

阿部 文男君 補欠選任 佐藤 静雄君

阿部 文男君 補欠選任 武部 勤君

阿部 文男君 補欠選任 石破 茂君

二月十三日

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

は本委員会に付託された。

三月十一日

沖繩の復帰特別措置等の期限延長に関する陳情書外一件(那覇市泉崎一の一の一那覇市長親泊康晴外一名)(第六三三号)

米軍用地二十年強制使用反対に関する陳情書外一件(沖繩県読谷村字波平三七読谷村議院内伊波栄徳外一名)(第六四四号)

嘉手納基地への核戦略爆撃機等の飛来に関する陳情書外三件(沖繩県中頭郡北谷町字吉原一〇北谷町議院内辺土名朝一外三名)(第六五五号)

北方領土返還を国際司法裁判所に提訴するための決議に関する陳情書(東京都港区芝二の二一の一二三佐美忠信外百三名)(第六六六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

この際、謹んで御報告申し上げます。

去る六十二年十二月三十日、当委員会の理事であります川田正則君が、本年一月二十五日、総務庁長官玉置和郎君が逝去されました。ここに痛恨の念にたえません。

ここに、委員各位とともに、故川田正則君及び

玉置和郎君の御冥福を祈り、謹んで黙禱をさせていただきます。

御起立をお願いいたします。——黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○加藤委員長 黙禱を終わります。御着席をお願いします。

○加藤委員長 理事の補欠選任の件についてお諮りをいたします。

現在理事が一名欠員になっております。これよりその補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、中村正三郎君を理事に指名いたします。

○加藤委員長 この際、山下総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。山下総務庁長官。

○山下総務大臣 本年一月、総務庁長官を拝命いたしました山下徳夫でございます。

北方対策本部長として、国民的重要課題であります北方領土問題の解決の促進に取り組むことになりました。誠心誠意職務の遂行に当たる所存でございますので、委員長初め皆様方の格別の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。(拍手)

○加藤委員長 次に、内閣提出、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

○加藤委員長 趣旨の説明を求めます。綿貫沖繩開発庁長官。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○綿貫国務大臣 ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本年は沖縄が本土に復帰して十五年になります。この間、政府は、沖縄における本邦の諸制度の円滑な実施を図るため、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律により、各般の特別措置を定め、沖縄における基礎条件の改善に努めてきたところであり、順次、本邦の諸制度への移行が図られ、また、本土との各方面にわたる格差は縮小されつつあります。

その一方で、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの離島から構成されているなどの地理的条件に加えて、長年にわたり米国の統治下にあったという特殊事情などから、沖縄の経済社会は、依然として厳しい状況にあり、今後、引き続き沖縄経済の自立的發展、雇用の場の拡大を図る観点から、県内企業の育成強化と県民生活の安定等を図っていく必要があります。

このような状況にかんがみ、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を原則として五年延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため食糧管理法に関する特例措置の規定を削除することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を申し上げます。

まず、第一は、税制関係の特例措置のうち、内国消費税に関して、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置、沖縄県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置、指定施設において消費する輸入ウイスキー類に係る酒税

の軽減措置の期限を原則として五年延長するとともに、さらに、関税等に関して、製造用原料品に係る軽減措置、発電用石油の免税措置、消費生活物資に係る軽減措置及びいわゆる観光戻し税の制度について、その適用期限を五年延長することとしております。

次に第二は、食糧管理法に関する特例措置について、本土と同様に食糧管理法を適用するため、沖縄産米穀や麦の政府買い入れ規定の適用除外、集荷及び販売業者制度の適用除外、農業協同組合による沖縄産米穀の売買とこれに伴う交付金制度措置、米麦の政府売り渡し価格の特例等の規定を削除することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○加藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小波三郎君。

○小波委員 ただいま議題になっております沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関連をいたしまして質問をいたします。

沖縄は、今大臣の方で趣旨説明がございましたように、復帰して十五年になります。統計によりまして、先刻おわかりとは思いますが、県民の所得は全国四十七位でございます。また個人の預貯金の残高も全国最低四十七位でございます。そして住宅の延べ面積も全国対比最低でございます。就業率も全国平均に対比して全国最低四十七位でございます。また全国一位というのもあるのです。これは何であるかといえますと、米軍基地の占拠率でございます。これは全国一位。県総面積対比一一・二六％で、こんな県はほかにないわけでございます。また全国一としては完全失業率、これはもう全国平均の二倍でございます。さらに、最高でございます。さらには消費構造でございますけれども、住宅費の割合はこれまた全国第一位でございます。光熱費とか水道、こういうものの費用の割合も全国一位でございます。

こんなことを私今ちょっと羅列したのでございますけれども、復帰して十五年になりました。本土との格差を縮め、そして自立経済の基礎づくりということが必要で社会資本を整備していくという大きな眼目として進めてまいりました。その成果が着々と上がっていることを私は高く評価するものではございませんけれども、今、第二次振興開発計画の後期に、要するに曲がり角、折り返し点にきているわけでございます。自立経済を確保するためにも、基礎条件の整備というのはまだまだ不十分でございます。特に沖縄県は離島県でございますから、他県とはその実情が全然異なるわけでございます。さらには先ほど申し上げました軍事基地のこともございまして、経済の発展に大きな制約を受けているわけでございます。

県民は、こゝろが国民体育大会でございますから、これまで国民体育大会を成功させようというところで縦貫道路の完成あるいは国体の諸施設の整備、それは昼夜兼行大変な仕事が進捗しているわけでございます。それであるだけに、国体が終わってから六十三年以上以降、本場に沖縄の経済成長は順調に今までどおりに伸びるのだからというところで、全県に今不安がつきまわっているわけでございます。そういうことで、経済成長率を今までどおりあるいはこれをさらに伸ばしていくという施策が必要でございます。

そこでお尋ねをいたしたいのですが、六十三年以降主要プロジェクトは何があるのか御説明を願いたい、このように思います。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。

小波先生御指摘のとおり、依然として本土との格差あるいは財政に依存するという体質を持っておりまして沖縄経済の現状等を考慮しますと、今年

開催されます海邦国体以降、急激にプロジェクトが落ち込まないように努力する必要があることは重々承知しているところでございます。このため沖縄開発庁といたしましては、沖縄の地域特性である亜熱帯性、海洋性を生かして、民間活力の活用を図りながら沖縄の産業の活性化、経済の自立的發展に結びつくような観光関連産業、亜熱帯農業、地場産業の振興を図ることが必要であると考えております。

なお、第二次振興計画後期の戦略につきまして現在沖縄振興開発審議会において検討が行われているところでございます。

○小波委員 ただいまの御答弁ではまだ極めて抽象的でわかりにくいのでございますけれども、県の方で主要プロジェクトとして新規分、第二次振興開発計画の後期それからその後も含めて相当数のプロジェクトを検討しているわけですか。ですから、今審議会でも検討を進めているのだというも結構でございます。それはそれでいいのでしょうけれども、開発庁として、せめて来年ぐらいの主要プロジェクトは何か、それをお聞きしているのですが、お答えいただけますか。

○堀越政府委員 御質問の明年度予算に盛り込みました主な新規事業について申し上げます。

まず治水関係でございますが、北西部の河川総合開発、これの実施計画調査に着手したいと思っております。それから道路について主なものをお願いしますと、国道五十八号の嘉手納バイパス、これも実施計画に着手したいということでございます。それから土地地区画整理事業でございますが、那覇市天久地区、那覇新都心地区の開発整備事業でございます。それから港湾の関係で、これは小そうございますけれども南大東村の西港の実施計画、農業基盤関係で申しますと宮古地区の国営かんがい排水事業、これも事業着手したいと思っております。また、八重山第二区域畜産基地の建設事業、これも全体実施設計に着手したいと思っております。

以上、非常に大きなところだけを取りまとめ
申し上げた次第でございます。

○小渡委員 今御答弁いただいたのは六十二年度
の新規分なんです。そうじゃなくて、さっき私
も御説明したんですよ。県民が国体後、六十三年
以降大丈夫かなとみんな心配しているんです。六
十三年度以降こんなようなものはやらないんだ
という計画があるはずなんです。だから、それを聞
かせていただきたい、こう申し上げているのであ
って、六十二年のはこれはもう予算に計上されて
いるんです。そうじゃない、六十二年以降なんだ
す。まあいいでしょう。

那覇の国際空港の問題がありますね、よく言わ
れている問題です。それから伊平屋、伊是名あた
りの離島空港がございます。これなんかもう実
現しなければいけません。石垣空港もそうです。ある
いは那覇と、今南仲道路ができていますね、一日
橋まで行っているの、あれをさらに延ばして飛
行場までという高規格道路、こういうものもある
んじゃないですか。また、街路事業としてそれは那
覇の環状線、それから真地―久茂地の環状線と
か、そんなのがたくさんあるんじゃないですか。
かんがえれば排水事業につきましては、南部地区だ
とか西表東部地区、それから伊是名地区、こうい
うのも土地改良は終わっているけれどもかんがえ
排水がきいていないですから、干ばつになったら一
番弱い状況にある。だから、排水やかんがえとい
う施設はぜひ並行していかねばいけません。こう
いうのも大きな課題になるんじゃないですか。そ
れとか南大東の漁港の整備とか、あるいは産業振
興会館、自由貿易地域、それから、沖縄の場合は
再開発もたくさんあると思うのですよ、終戦当時
自然発生的につくられた非常に強い建物がたくさん
ありますからね。だから再開発という事業もござ
いますし、区画整理事業にしたって那覇には相
当あるんじゃないか。

中城湾の具志川寄りの第二期工事がございます
が、それは一体どうなっているのか。与那原、佐
敷、知念の地先、中城湾の南側の開発、もちろ

埋め立てを含めなければならぬ、そういう大きな事
業があるんじゃないですか。それとか県立の美術
館、国立劇場、こども未来館、いろいろなものが
あるんじゃないですか。そういうもののうちこう
いうのがあるんだ、それを何年度に計上するんだ
というようなことはお答えにならないでもないけ
れども、何かあるんじゃないですか。私だって多
少は知っているつもりですからね。そういうのを
お聞きしたいわけでありまして。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。

県が出した後期計画の中に具体的な公共工事の
名前が列挙されておることはもう承知しておりま
して、それを十分参考にしたがらぬ沖縄振興開
発審議会も検討しております。ただ、県と国の審
議会の方針の違いは、県は第二次振計及びそれ以
降に行うべき公共工事なども具体的な事業名を掲
げておられるようでございます。国の審議会とい
うては、もちろん二次振計以降のことを考
慮しないという意味ではございませんで、それも
見通してはおりますが、二次振計後期あと五年以
内に完成あるいは着手できる見込みの濃いものを
列挙するということになるかと思っておりますので、
必ずしも県の計画にのっているすべての事業名が
国の審議会でおつくりになる後期計画にのるとい
うことはあり得ないので、若干落ちるものが出て
くると思っております。

また、何年度にどの事業をやるかということに
つきましては、単年度主義と申しますか、毎年財
政当局に予算要求しまして、それが認められるか
どうかということでございますので、これを何年
度に予算要求するという細かいことまでは国の沖
縄振興開発審議会がつくる後期展望にはのりにく
いというふうに考えております。

○小渡委員 局長、私は質問の中でも申し上げま
したよ。毎年度の計画を出さないじゃないのです
か。そんなことは言っていないよ。私が言ってい
るのは、県の方でもやりたいことがたくさんあ
るわけですから、それを県だけでペンディングにし
ているのではなくて、あなた方にもそういう話し合

いがずつと続いているはずなんです。そうしな
れば開発審議会に皆さん事務局として問題を提起
することはできないはずなんです。

だから私が言わんとしているのは、せめて六十
三年以降こんなようなものはやらなければいか
ぬ、ぜひやりたいということがあつてしかるべき
だと思つてゐるんです。羅列したのが何十項目あ
る、それが全部できるとは決まっていますよ。
当たり前だ。だけれどもそれが全部できるとは一言も
言っていない。六十二年の国体後に対する県民の
不安が非常に大きいから、何か計画があるのだし
やう、六十二年にはぜひのせてみたいといふこと
が何かあるのじゃないかと私は言っているのだ
って、では六十四年は何をやるかとか六十五年は
何をやるか、だれもそんなことは一言も聞いてい
ない。そんな意味でお聞きしているのであつて、
あなた方のそれは極めて抽象的で、それでは県民
を説得することはできないのですよ。

だからそんなのではなくて、主要プロジェクト
というのは、こういうのは優先すべきだろうと
かこんなのはぜひ計画の中にのせたいとか、そう
いうことを幾つか言つて、その辺が私にはちょっと
の二人の御説明を聞いて、その辺が私にはちょっと
わからぬです。大臣どうなんでしょうか。

○総務大臣 今小渡先生が御指摘のように、
県の方でも大変真剣に沖縄の国体後の計画につ
いていろいろなプロジェクトをお考えのようであり
ます。それらを国の方とどう調整して、またそう
いうものができるだけ実現できるようにお手伝い
できるか、これから十分協議をしたいと思います
ならぬ問題だと思つて。ただいま具体的に先生
の方から御指摘になりましたような諸問題につ
いて、沖縄開発庁としても今後十分考えさせていた
だきたいと思つております。

○小渡委員 それでは次に、基地のことござい
ますけれども、今沖縄で基地を中心とした問題で
二つばかり大きなのが提起されていますね。ハリ
アー基地、飛行場をつくるという問題です。もう
一つは金武の演習、一〇四号県道を封鎖しての実

弾演習でございますが、これについては県議会、
それから関連している各市町村全部が決議、意見
書を提出しているところですから、ハリアー基地に
ついてはどういう御見解ですか。それからまた、金
武の実弾演習ですね、これについてどうお考えで
すか、ひとつ聞かしていただきたいと思つていま
す。

○森山説明員 お答えいたします。

私の方はハリアーの関係を答えたいしまし
て、かわりまして宮下の方から一〇四号越えの射
撃の件をお答えさせていただきますが、ハリアー
パッドの建設につきましては、米軍は、ハリアー
機の訓練の必要性を満たすべく数年前から北部演
習場の中の敷地所につきまして、環境の保全とか
地元住民に対する影響等を検討してまいりました結
果、当時安波ダムの建設のときに土捨て場として
使われた場所をハリアーパッド建設の場所として
選定したというふうに承知しております。

この場所はダムの土捨て場であつたという関係
で、立木伐採をする必要は全然ないということ
と、それから土地の形質の変更を最小限にとどめ
得る、それから集落から比較的離れたところとい
うことを確認しております。それでまた米軍は、安
波ダムのダム汚染防止及び自然環境の保全、また
騒音障害の防止及び地元住民の安全確保を十分配
慮した上で、今後ハリアーパッドの設置及び運営
をしていくというふうに承知しております。

今回このハリアーパッドの設置に関連しまし
て、地元民の方と米軍との間に紛争が起こるとい
う事態があつたわけでございますが、こういった
事態を冷静に解決したいということで、米軍に対
しては慎重に対処するよう申し入れたところでござ
います。今後できるだけ早い機会に円満な解決
が望ましいというふうに施設庁としては考えてお
ります。

一〇四号越えにつきましては宮下の方か
ら……

○宮下説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の、一月二十八日に起こり
ました、沖縄県金武町で発生した砲弾破片落下事

故でございますけれども、これにつきまして防衛施設庁の方で米側に對してどういふ対応をしたか、一応御報告申し上げたいと思ひます。

二月三日に米軍に對しまして、現地の那覇防衛施設局から在沖米海兵隊に對しまして、事故の原因の究明、今後の再発防止対策、これを講ずるよう強く申し入れたところでございます。それから翌二月四日には、防衛施設庁本庁からも、横田の在日米軍司令部に對しまして同様の申し入れをいたしました。

これに對しまして米側は、一月二十八日に県道一〇四号越えの射撃演習におきまして空中爆発事故が起つておりますので、これについての調査を開始いたしました。原因究明を終わりました。安全対策を講ずるまでの間は、この一〇四号越えの射撃を直ちに中止するという事で、中止をいたしました。

その後二月二十四日に至りまして、在沖米海兵隊基地司令官は次のような調査の結果を発表いたしましたわけでございます。空中爆発の原因につきましては、その当時使つておりました砲弾の近接信管が不良であつた、そのために早期の爆発となつたものである、そしてその破片が民家の家畜小屋へ落下したものであらうという事を認めたわけでございます。そして、今後はこの一〇四号越えの射撃訓練に際しましては、いわゆる近接信管の砲弾は一切使用を禁止するという事を決定いたしました。そして今後におきましては、空中において作動しない、いわゆる物に当たつて爆発する着信信管の砲弾だけを使う、それに限定するという事を約束いたしております。

○小渡委員 今御説明、御答弁いただいたんですが、ハリア・パッドの基地でございますけれども、これをつくるという事は政府側としてはもう認めるわけですね。認めて、そしてもう紛争が起きないように慎重に對処せいと、そういうようなことをアメリカ側には要請をしているんだ、こういうことでございませう。

しかし、今さっきも申し上げましたように、米

軍基地の占拠率というのが全国第一位で、これは全県土の一〇％なんです。こんなときに、やはり沖繩の北部といつても、人口は過密でなくとも非常に狭い地域ですから、それは爆音が聞こえないなんという事は絶対ございませぬので、だからこそ、県議會を初め市町村も皆、そういうのはつくつてくれるなという決議をしているんだ。それを、仕方がないじゃないかという事だ。では、どうですかね。何かそこでアクションがないと云つて、それで、それは言うたんだ、やめろというのには言うたんだという事になるんだが、その民の立場に立つたなという事になるんだが、そういうことは全然触れていません、まあやるならやつていければ余り急激なことをやつたり過激なことをやるなよ、こういうようなことでは、どうも県民の感情を逆なでするんじゃないか、こんな感じがしますね。もう一遍これは検討する必要があるですよ。

それから、一〇四号の実弾演習ですが、あれはどうですか、もうあの辺の演習地というのはやめたらどうかと思ひます。狭いところである、何ですか、あのりゅう弾砲をぶち込んで、それをやるたび県全体が大騒ぎしているんだから、そんなのは、あなた、やめさせたらどうですかね。僕はそう思つてゐるんですよ。そして、あの一〇四号を越えるというのはおかしいわ。もうそんなんじやなくて、あんな大きな大砲を撃つんじやなくて、できることなら、小銃でその辺で演習するのならば結構だけれども。かわいらしい兵隊ごっこでもやればいいんですよ。何であんな——もし万一ということになったら大変ですよ、本当に。そういうことのないようにやはり米軍側には強く申し入れをせぬといかぬのじやないですかね。原因を究明するの、それから再びそういう事故が起きないようにやるんだなんというの、これは今まで何回もやつてきた。だけれども、必ず何かあるんですよ。また将来ありますよ。だから、もう少しきちんとした姿勢が必要じゃないかな、こう

思ひます。

最後に、もう時間がないんですよ。これは開発庁でございますが、沖繩の陸上交通でございませうけれども、これは効率的な交通体系ができておるとは思われないうです。なぜかという、今の路線、バスが使用している路線というのは今から三十年前の、そのときの沖繩県の社会事情に適した路線なんですよ。それから三十年経過してゐるんですよ。いろいろなことで人の移動が変わりました。社会事情が違つてゐる。経済事情も違つてゐる。シャープ税制を變えるというのと同じですよ。三十年前の日本の社会情勢、経済情勢の辺の、三十七年前の日本の社会情勢、経済情勢というのと現在とは違ふんだ。沖繩だつて同じなんです。これは陸上交通について。だから、バス路線の再編、これを指導してもらふぬと思ひます。それは運輸省の管轄でしようけれども、開発庁はこれはもう本当に問題提起して、県やあるいはバス業者ですか、こういうところを指導せぬといかぬのじやないですかね、運輸省にも申し入れをいたしました。

この点については大臣からお答えをいただきたい、質問を終わりたいと思ひます。

○編貫國務大臣 御指摘の点については運輸省等ともよく相談をして検討していくべきかと考えております。

○小渡委員 はかに局長、ございませうか。

○塚越政府委員 先生の御指摘の趣旨を踏まえまして、これから運輸省ともよく相談をしてまいりたいと思ひます。

○加藤委員長 宮里松正君。

○宮里委員 政府がこれまで推進してこられた沖繩振興開発計画の基本問題や今後の課題などにつきまして、は前回お聞きいたしましたので、今回は、ただいま議題となつております復帰特別措置の延長問題を中心に編貫沖繩開発庁長官並びに関係御当局の御所見をお聞きしたいと思ひます。

昭和四十七年五月十五日に念願の祖国復帰が実現することになりましたとき、沖繩県民の多くは期待と不安の交差する複雑な思いでその成り行きを見守つていました。

沖繩県民は、先刻御承知のように、沖繩戦で米軍に占領されて以来平和条約が発効する昭和二十七年四月二十八日の前日までは米占領軍の占領支配下に置かれ、平和条約の発効後は同条約第三条に基づき米国の施政権下に置かれて、結局二十七年間も異民族の支配下で自治権を奪われ、基本的人権を大幅に制限されたのでありますから、祖国復帰そのものに異存のあるはずはありませんでした。

しかし、沖繩県民は二十七年間も本土から分離され、政治、経済、社会その他の全分野にわたつて本土と全く異なつた制度のもとで、それを基礎にして生活を営みあるいは企業活動などを行つてきたのであります。特にその間は、沖繩独自で一国並みの立法、行政、司法の三権を運営しなければならませんでしたので、それに必要な各種の機関を設置するとともに、職業上必要なあるいは企業経営に必要な各種の資格試験なども独自で行い、それに基づいて県民に各種の資格や免許などを付与し、県民の多くがそれによって生活を営み企業活動などを行つてまいりました。

また、各種の租税制度につきましても独自の制度が実施され、特に県内企業の保護育成の面などでは、保護關稅的機能を持った特殊な物品税など幾つかの相当強力な保護措置が講じられておりました。したがつて、復帰と同時に県民がそれまで生活や企業活動などの根拠にしてまいりましたこれらの制度を廃止し、直ちに本土の制度に全面的に移行するとなれば、県民の多くは生活の基礎を失ひ、ひいては県経済そのものにも大混乱を引き起こしかねない状況にありました。

それに本土は、昭和三十年年代の後半ごろから政府の高度経済成長政策によつて経済的に目覚ましい発展を遂げてまいりましたが、沖繩は長い間

施政権者が軍事優先政策のもとに低賃金、低物価政策をとってきたこともあって、県民の所得水準や企業経営の基盤整備などの面で著しく立ちおくれしております。その上、復帰直前には県民が長年通貨として使用してきた米国のドルが暴落をし、いわゆる通貨危機の問題を引き起こしたことによりまして、県経済や貿易その他の商取引にも大変な混乱をもたらしました。これらのことは当然のことながら、県民の先ほど申し上げた不安、動揺に一層の拍車をかけることになりました。したがって、沖縄県民は念願の祖国復帰が実現することになったからといって、ただ喜んでばかりもおれなかったわけでありまして。

そこで、県民のそのような立場や心情を考慮し、当時の琉球政府と国との間で熱心に、しかもたが重なる協議を重ねた上で、復帰の際には沖縄振興開発特別措置法を制定して沖縄の復帰後の振興開発計画を強力に推進することにとともに、一連の復帰対策を規定した復帰特別措置法を制定して、復帰に伴う制度の急激な変化によって県民生活または県経済に混乱や不利益を与えることのないように税制その他県民生活の広い分野にわたって特別措置が講じられたわけでありまして。復帰の際に講じられたこれら一連の特別措置の中には、既に制度創設の目的を達成して廃止をされたものもあるものでありますが、沖縄の産業経済や県民所得等の実情を考慮するとき、当分の間さらにこれを継続しなければならぬものも数少なくあります。

物質に対する関税の軽減措置、旅客の携帯品に対する関税及び国内消費税の払い戻し制度、いわゆる観光戻税制度などの四件、合計八項目の復帰特別措置はいずれもそのような見地からさらに制度を継続する必要があると判断をされて提案されたものと考えるのでありますが、そのように理解してよろしいでしょうかということでありまして。その点、開発庁長官は、先ほど提案理由説明の中でも触れておられましたが、どのようにお考えでございますか、いま一度念のために御所見を伺っておきたいというふうに思います。

○総務大臣 ただいま沖縄復帰以来のいろいろの歴史的な経緯、また今日に至った状況等についてお話がございました。この復帰特別措置は、やはり復帰をいたしまして本土の制度をそのまま適用することによって混乱が起きないように、これをなすべく、一日も早く本土と沖縄が一体になるような形になるために、その間にしばらくの間を置きつつこの法律の適用によって沖縄の振興を圖つていきたいというのが一つの目的でございますし、また、ただいまお話のありましたように、今度期限切れを迎えます内国消費税とか関税につきましても、これは知事を初め関係の皆様方から強く要望されてまいったところでございまして、これらの問題も十分検討いたしまして今回これを延長させていただくことにしたわけでございます。

これらの法律の趣旨を十分生かして、沖縄のさらに振興、発展が期せられるように県と我々が一体となって今後とも取り組んでまいりたい、こういうふうな考えでおる次第であります。

○宮里委員 次に、復帰の際に、沖縄振興開発特別措置法に基づいて設立をされた沖縄電力株式会社につきましても、復帰特別措置法に基づく特別措置のほかに地方税である事業税などの軽減措置が講じられておりました。そして、これらの沖縄電力に関する事業税の軽減措置でありますとか、あるいは事業用償却資産の特例措置などにつきましては、地方税法の一部を改正する法律案におい

て、原則として五年間制度を延長するという形で別途処理されるものと私は承知をいたしておりますが、その点間違いのないでございましょうか。事務局当局でひとつお答えを願いたいと思います。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生がおっしゃいましたとおりでございます。

○宮里委員 今回の一連の復帰特別措置の延長措置は、沖縄県から同趣旨の要請があり、それを受けて沖縄開発庁で十分検討をされ、そしてその上で昨年暮れに開かれた自民党の税制調査会においても慎重審議をされた後、党と政府が統一した見解のもとに提案されたものと承知をしておりますが、その点いかがでございましょうか。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生がおっしゃいましたとおりでございます。

○宮里委員 復帰の際に講じられたこれら一連の復帰特別措置が実際にどれだけの効果を生み出したかという点につきましても、一般的に余り知られていないというふうに思います。そこで、この一連の復帰特別措置が県経済の振興や県民の負担軽減などの面でどれだけの実績を上げてきたか、これに関する資料がありましたらひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。復帰特別措置によりまして復帰から昭和六十年までの内国消費税及び関税の減免額だけを概算いたしまして約一千五百五十九億円でございまして、これが県民生活の安定及び企業の育成にも大いに寄与しているものと考えております。なお、個々の復帰特別措置ごとの数字につきましては、お尋ねがあれば資料を提出するなりお答えするなりいたしたいと存じております。

○宮里委員 わかりました。ちょうどことは復帰十五年目でございます。復帰特別措置の延長もこれで三度数えるわけでありまして。県とも御連絡をいたしまして、できるだけこの果たしてきた経済効果等を御調査をいただいで後でひとつお知らせを願いたいと思います。

さてそれで、先ほど提案理由の中で綿貫長官もお触れになりましたように、これらの復帰特別措置は現在の沖縄県にとっていずれも重要なものばかりであります。とりわけ県産酒類に対する酒税の軽減措置でありますとか、観光戻税制度あるいは指定施設用輸入洋酒に対する酒税の軽減措置などは、今後沖縄県で総合的なリゾート計画などを推進していく上で極めて重要な役割を果たすものと県民の間から期待をされているのであります。

ところが、最近貿易摩擦問題との絡みで欧米諸国から我が国の酒税の軽減措置を強く要求されていることは御承知のとおりでありまして、我が国としても早晩現在の酒税を改正して税率を大幅に軽減しなければならぬものと予想されるわけがあります。仮にそういうことになりましたと、せっかくこのたび五年間期間を延長していただくことになりました県産酒類に対する酒税の軽減措置でありますとか観光戻税制度などは、制度の機能が半減をいたしまして余り役に立たないものになってしまうおそれもあるわけでありまして。

そこで私は、この際、仮に諸般の事情で現行の酒税が改正をされ税率が大幅に軽減される場合には、これらの復帰特別措置が制度創設の趣旨に沿って今後とも十分に機能を果たすことができるように、担当の所管は違うわけでありまして、沖縄担当の開発庁といたしましても特段の御配慮と御尽力をお願いしたいと思っております。その点いかがでございましょうか。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。仮に将来、貿易摩擦解消等のために本土の酒税の税率そのものが下がった場合、沖縄復帰特別措置法上の軽減税率が同じだとしても、本土との格差、よい意味での格差が逆に縮まる可能性がございます。これは先生おっしゃいますとおりでございます。そこで私もおっしゃいますとおりでございます。宮里先生御指摘のように、復帰特別措置の効果が見られることのないよう、復帰特別措置法上の酒税の軽

減税率等につきまして所要の調整措置が講ぜられることを関係省庁にお願いいたしまして、これは所要の調整措置が講ぜられるものと考えております。

○宮里委員 次に、総合的な保護地域の整備計画についてお尋ねをいたします。

御承知のようにこのたび総合保護地域整備法案が提案をされて、全国的に新しい時代に即応した総合的なリゾート計画が推進されることになりました。復帰のときから沖縄県のすぐれた自然を国民保護の場として活用していきたいと考えてまいりました。沖縄県では、長年これを待望してまいりました。まさに時宜を得た国の政策として歓迎しております。ところがその基本方針を定める主務大臣に沖縄開発庁長官が入っていないように思われます。そこで県民の間に、これは一体どうしたのかということと疑問を抱く向きがあるわけがあります。

沖縄県は、御承知のように、総合リゾートというところになります。自然条件、気候、風土等々からいって最も最適なところでありまして、したがってこの計画は大いに活用していかなければならぬわけがあります。そしてまたそれを所管するのは本来沖縄開発庁になるわけがあります。そこで、沖縄県でこの総合的なリゾート計画を推進する場合に一体どの大臣が主務大臣になるのか。その場合沖縄開発庁長官はどのような役割を果たすことになるのかという点について若干の疑問があるわけがあります。その点に関する御所見をひとつ承っておきたいというふうに思います。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。

この主務大臣は、全部で六省庁の大臣が主務大臣でございます。ただ沖縄開発庁長官及び北海道開発庁長官は主務大臣になっておりません。ただ私生たいたいま御指摘のとおりでございます。ただ私もといたしましては、主務大臣が策定しました基本方針に基づき沖縄県が次に基本構想というものをつくり、主務大臣に承認申請をする場合でございますが、沖縄開発庁もその内容を検討いたし

まして主務大臣に対して意見を申し述べることを可能になるようにしております。

沖縄開発庁といたしましては、沖縄県の基本構想が承認された場合には、さらに沖縄の振興開発という立場から今後のリゾート地域の整備が円滑に進められるよう、関連する公共施設整備その他万般につきまして可能な限り支援してまいり所存でございます。

○宮里委員 今回の六省庁が一緒になって進める総合的なリゾート計画というのは、これは我が国にとっても初めてのことでありますから、あるいは無理もないかもしれませんが、しかし、リゾートといえは沖縄であります。そして、沖縄のリゾート計画につきましても何となくも沖縄開発庁がその指導の任に当たらないかぬわけでありまして、したがって、今後この法律が通った後、この種計画の推進に当たりましては引き続き沖縄開発庁がひとつ主體的、主導的な役割を果たされるように御尽力を賜りたい、このように思います。

次に、沖縄電力の民営移管の問題について通産省側に一言お伺いをしておきます。

沖縄電力の民営移管の問題につきましては、既に方針が決定をされ、昨年暮れには資本金がほぼ半額に減資されるなど、民営移管に向けて具体的な第一歩を踏み出したというふうに考えられておりました。ところが最近、今国会に提出を予定されておいた民営移管のための法案提出を見送ったという新聞報道がなされてまいりました。関係者がいささか戸惑いを覚えているところでありまして、そこで、今国会に予定されていた民営移管のための法案提出を見送ったのはなぜなのか、国の民営移管の基本方針に変更が出てきたのか、例えば大幅に民営移管の期間をずらさねばならないなどがあったのか、それとも民営移管の方針には変更はないけれども関係省庁の間の意見調整など主として事務的な準備の都合でそういうふうにしたのか、その点だけひとつ簡単に明らかにしていただきたい。余り具体的な中身に触れる必要はない

と思っておりますので、その見送った理由だけを簡潔にお答えいただければというふうに思います。

○清川説明員 お答え申し上げます。

一部の新聞報道で沖縄電力の民営化がなくなるという報道がございました。先生御指摘のとおりでございます。本件につきましても、実は私も特別に方針を変えようとかあるいは遅くするとかいうことは全然考えておりません。政府といたしましてはできるだけ早くということを考えているわけでございます。ただ、民営化法を出すためには株式の売却という問題が残ります。この辺のめどをつけなければいけないためにこの法案がなかなか出せないというのが実情でございます。したがって、私どもとしてはできるだけ早く検討をしていきたいということで、関係するところいろいろございしますが、いろいろ御相談して進めていきたいと考えているわけでございます。

○宮里委員 大体わかりました。沖縄電力の民営化問題につきましては前回も御要望を申し上げておきました。そしてまた当委員会の附帯決議にもこれは載っているわけでありまして、この際、一言御要望申し上げておきたいというふうに思います。

附帯決議もあるわけでありまして、この民営化問題につきましても、沖縄の実情、とりわけ沖縄電力のものととの成り立ちから今日に至るまでの経緯、経過を十分に踏まえられて、そして県並びに県民との間にも深刻な利害関係があり、県経済とも表裏一体をなすものでありますから、これらのことを十分考慮された上で、県民の納得のいくような形で円滑な民営化を図っていただきたい、これをお願いしておきたいというふうに思います。

ほぼ時間もたつてまいりましたので、この際、幾つかの御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

食糧管理法関係の復帰特別措置は、先ほど長官から御説明もございましたように、復帰後十五年間、県民生活の安定に大変貢献をしてまいりました。

た。このたび、これは制度創設の目的を一応達した。そして、十五年間には消費米価も本土並みに次第になれてまいりました。制度存続の理由が失われてまいりましたので、この際廃止をされ、食糧法が全面的に沖縄県にも適用されることになりました。私は、この際、この食糧法関係の特別措置が県民生活に大変な役割を果たしてきたということに對しまして県民とともに深甚の感謝を表したいと思っております。

そこで、一言だけ。ただ、それはそういいましても、食糧法関係、沖縄県の場合には初めて適用されるわけでありまして、そしてまた長い間の経緯、経過があるわけでありまして、これらの実情を十分踏まえられて、御から小売店に至るまでの取扱業者の選定その他制度移行に当たりましては十分慎重な御配慮をいただきたいと思っております。ないようにはしていただきたい。そのことを心からお願いをいたしたいというふうに思います。

そしてまた、開発庁におかれましては、このたび三度目の復帰特別措置の延長が実現する運びになったわけでございます。今後ともこの復帰特別措置並びに沖縄振興開発計画の中身になっております高率補助制度等々十分活用されまして、今後とも沖縄振興開発計画の推進に大いに御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○加藤委員長 上原康助君。

○上原委員 先ほど綿貫大臣の方から沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案についての趣旨の御説明があったわけで、三たび、県民の要望を受けているいは各関係団体の強い意向を酌んでいただいて、ここに特別措置法の延長をまとめていただいた綿貫大臣初め関係者の皆さんに敬意を表したいと存じます。

それと、お尋ねする前に冒頭一言指摘というか明らかにしておきたいことは、本来この法案は日切れ法案じゃないんです、正直申し上げて。五月の十四日ですから、それで、普通ですと五月の十四日までで参議院を通して議了すれば済むわけ

ですが、今回は御承知のような国会状況で、しかも四月の後半以降もなかなか見通しが立ちにくい状況にあって、そういう国会状況を踏まえて、私たちも、県民の御期待に万が一五月の十四日段階まで沿えないことがあっては困るというところでいろいろ努力をしたということもこの際強調しておきたいと思えます。といひますのは、あえて申し上げるのですが、ややもすると、法案というのはみんな与党が仕切つて与党だけがまとめてやっているのだ、こういうふれ込みがありがちなんですね。今度の場合なんかむしろ逆だった、その点だけは私はあえて明確にしておきたいと思ひます。このことについてももし何かありましたらコメントをいただきたいと思ひます。

そこです、若干重複する面もあるかもしれませんが、復帰特別措置法の関連でお尋ねをいたします。

沖縄復帰特別措置法を三たび延長せざるを得ない理由については先ほどございました。これは換言すれば、復帰に際し政府がこのような法律を制定せざるを得なかった、沖縄の施政権が分離されておつたというそういう政治的背景、いろいろあつたわけですが、復帰十五年を迎えようとする今日、なお延長せざるを得ないというところは、提案理由でも説明されているわけですが、「沖縄の経済社会は、依然として厳しい状況にあり、今後、引き続き沖縄経済の自立的発展、雇用の場の拡大を図る観点から、県内企業の育成強化と県民生活の安定等を図っていく必要がある」からだ。したがって、ということつまり、沖縄経済の自立的発展とか、復帰当初目標にしたことがなお達成がなされていないという面からさらに特別措置が必要だということになったと思うのです。これらの現状について、二次振計とかかわりも関連するわけですが、開発庁としてはどのように御認識をされ、この特別措置法を延長することによっていわゆる振興開発計画の基本理念が達成に近づくと見ているのか、そういう基本的な御認識からまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○綿貫国務大臣 今回、この特別措置法が準日切れということと審議のまないたにのせていただきましたことにつきまして、与野党一致でこまめに至りました、特に野党の皆様方の深い御理解があったというのを聞いております。このことにつきまして、私どもとしても大変ありがたく思つておる次第であります。

ただいまお尋ねの復帰特別措置法の延長につきましては、現在の沖縄の現状はやはり御指摘のように入大変厳しい経済状況でありまして、県民の一人当たりの所得を見ましても全国平均の七四％、失業率は倍というような厳しい状況にございまして、それらの状況も考え、今回この延長は十分考へていかなければならないと思つたところでございまして、また、今日まで復帰特別措置によりまして沖縄にもたらしたいろいろのプラスの面は先ほどからお答えしておつたところでございまして、今回これを延長することによりましてこれを今に沖縄が自立自興の精神を持ってさらに飛躍をしてもらいたいということを願ひつつ、今回御提案をさせていただいたところでございまして。

○上原委員 そこで、先ほどちょっとあつたのですが、この復帰特別措置による経済効果とかメリットの問題なんです。私は以前から疑問に思ひ、また時々指摘もし、取り上げてきたこともあるのですが、復帰特別措置でせっかく減免措置、特別措置、いろいろやられてる面があるわけですね。しかし、これが県民生活にはメリットを与えていない面もあるのです。よく問題になるガソリンなんかむしろ高い。流通経路とかなにかいってみたら、税金でそれだけ特別措置されておればそれだけ値段が安くなるのが一般常識なんですが、そうならない。こういうことについて、いろいろな隘路はあるでしょうが、私は、特別措置というものが特定の企業や団体だけが恩恵を受けるのではなくして、もっと広く県民に波及していくという、このことももう少し開発庁としてあるいは関係省庁としても行政指導という行政監督、監視をやつてもらいたいという注文をつけておきます。

メリットの問題ですが、この特別委員会調査室でまとめたものにも出ており、先ほども総務局長、少しお触れになっておりましたが、もう少し明らかにしていただきたいと思ひます。沖縄県財政課が六十一年の十二月段階で調べたものによると、四十七年度から六十年度の累計実績で復帰特別措置で約二千五百四十四億円、沖縄電力、これは地方税で三十一億円、縮めて二千五百八十五億円だと言つておられるが、この数字は開発庁はどういうふうに見ておられるか、またどのように試算をしておられるのか。

それと、これまでこの数字、県の方でももちろんそれなりの根拠があつてやつておられると思うので、二千八百八十五億円のメリットを生み出した。これを年度別に見ると、昭和五十年の約二百二十四億円をピークに、その後はもろもろ徐々に税率なんか本土化されてきているので減少していくのはやむを得ないことだと思ひますが、六十年度には約八十八億円に落ち込んでいるわけですね。本土との格差というのは依然として、先ほどもありましたように、県民所得は七割ないし、よくて七三％前後。そういう面からいいますと、特に今後懸念されることは、最近の円高不況で追い打ちをかけられている、加えて売上税などのような悪税がもし導入されたらとすると、この特別措置だけでは到底太刀打ちできない分野という部門もまた出てくると思ひます。こういう面はどのように思つておられるのか。

まず、具体的ににお尋ねしたいことは、この特別措置による経済メリットというもののについて、もう少し数字的に明らかにしていただきたいと存じます。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。先ほど私が申し上げました数字は消費税、関税関係の数字でございます。県が出しておられます数字、先ほど私どもが申しましたのも県からいただいた概算でございますが、県が六十一年十二月

にお出しになってプリントされておりますが、この数字が多いのは、これは税法関係以外の復帰特別措置による効果を合算してございまして、このうち主なものを申し上げますと、米の販売価格でございますが、最近では徐々に本土価格に近づけております。米の値段は沖縄と本土とはほぼ一致しておりますが、復帰当初は非常に安い米を一般の沖縄県民の方々に売つておりました、それによる特別措置の効果が大きかったというふうに伺つております。

それから、税制改正が行われた場合に復帰特別措置の効果が薄れるという御指摘でございますが、実は先ほど宮里先生の御質問に対してもお答えいたしました、もし本土で諸般の税制改革が行われた場合に、復帰特別措置による効果がその分影響を受けるということは確かに考え得ることでございます。私ども、例えば酒税につきましても先ほど申し上げたとおりでございますが、いろいろ関係官庁にお願いしまして、できる限りの措置をとっていただくということでお話を進めているところでございます。

○上原委員 綿貫大臣、今相当影響があると懸念されるわけですね。そのことは、これは政治の話でありまして、まあ長官がどういってお考えを持っているか明らかにしていただければいいが、そのことはよく御念頭に置いていただきたいと思ひます。

そこで、この特別措置法の改正問題と、今もお答えがあつたわけですが、今回食糧法の特別措置が削除になるわけですね。本土と同様に適用する。これもいろいろ経過措置をやつたからそろそろという理由だと思ひますが、しかし、この間もこの法案の説明で農林省、食糧庁でしたか、来られていろいろ話合つたのですが、やはりまだ私は時期尚早じゃなかったかという気がしてならないわけですね。

もう一つは、最近では少しはよくなつてはいるけれども、観光で沖縄に行く皆さんとか役人の方もそうだと思うんだが、役人という言い方どうかど

思うが、沖縄のお米が一番まずいと言ひんだ。古々々々米がそれ以下のものと言う。最近よくなっていると言つて弁解しておつたが、なぜそうなっているのか、これは本当に悪いですよ。レストランでも食堂、どこへ行つてもそうなんだ。そういう、何か流通面で問題があるんで本土並みにすると言ふならば、その面の改善をしてもらいたい。今度のことで生産者なり消費者に与える影響をどう見ているのか。

さらにあわせて、沖縄は県産米が非常に少ないですね。これは減反、いろいろのかかりがあるというところは私は理解しないわけではないのだが、消費量は約七万二千トン、だが、今生産量は二千トンぐらいですかね。こういう面、沖縄における稲作というものをどう位置づけようとしているのかということ、さらには単収というものが十アール当たり、沖縄は二期作ができるわけなんだが、二期作合計でも収量は三百八十八キロで、本土の方が十アール平均で五百キロだというふうな非常に格差があるわけですね。したがって、米をつくらせまい、ここで余っている古々々々米ぐらゐを持っていつて食わすということではないかも知れぬけれども、そういう面はこの食糧法の特別措置を改正することによって、もう少し消費者の立場、生産者の立場というものを考えてしかるべきだと思ふのですが、この点について農林水産省並びに開発庁の御見解を聞いて、善後措置を講じていただけるのかどうかお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

まず最初に、先生御指摘の沖縄のお米が非常にまずい、こういういろいろと御意見があるということ、御指摘を承つたわけでございますが、私も現在におきましては、沖縄は先生御指摘のように七万二千トンぐらゐの消費量のうち、おいしいお米が欲しいという御希望もございまして、自主流通米を約一万数千トン送っておりまして、そのほかは政府米でございまして、政府米につきましても、大体本土で流通させておるものと同じような

二類だとか三類だとか四類米、五類米というのは沖縄には特に送っておりません。したがって、品質的に見ていただいても、銘柄ということで見ますと大体本土で平均的に消費されているものと同じようなものを送らしていただいております。したがって、沖縄のお米が特にまずい、こういうふうに私も思つてないわけでございます。

なお、県産米等につきまして従来は品質が劣つておる、こういうふうなこともございまして、生産者、農協、県、また私も協力いたしまして品質改善等にも現在努めていただいております。現在では本土のお米とおおむね遜色のない品質のものになってきているのではなからうか、こうも思つておるわけでございますが、今後私も食糧法を適用していただくに当たりましては、五月十五日以降本土並みに、価格につきましても銘柄格差等も入れまして、できるだけ県民の皆さんの食生活における多様化に即応いたしました需給操作等もやりまして、今先生の御指摘の点には十分配慮して操作してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

それから、なお今先生御質問の沖縄の県産米の生産関係につきましては別途農蚕園芸局の方から答弁させていただきますので、よろしく願ひします。

○清田説明員 沖縄は稲作におきまます単収が低いということ、それから今後の稲作をどういうふうにとつていくかということにつきまして私の方からお答えをさせていただきます。

まず単収でございまして、沖縄県におきましては、台風被害を回避するということから水稲の二期作栽培が行われておまして、気象条件あるいは土壌条件等の制約から、単収は全国に比べて大変低いというのは先生御指摘のとおりでございます。六十一年度の数字を見ますと、一期作で三百四十五キロ、それから二期作で二百三十八キロ、合計いたしますと五百八十三キロでございますけれども、加重平均しますと三百二十二キ

ロ。いずれにしても内地に比べては低い水準になってございます。

この低い原因といたしましては、もちろん幾つかあるわけでございますけれども、一つは基盤整備がやはりおくれれておまして、果実に依存した温田での稲作が行われているというほか、土壌的にも沖縄県の土壌は生産力が低い土壌が多いということ、また高温多湿の条件で登熟が順調に進まない、あるいは二期作では特に台風とか干ばつの影響を受ける、こういうようなことがありまして単収が上がらないことになっております。

しかし、最近の動向を見ますと、従来作付面積が多かった台中六十五号といった品種から、わせた多収のトヨニシキあるいはチヨニシキといった奨励品種が普及してきておりますし、また機械移植とか機械刈り、こういった普及によりまして栽培期間が適期にとれるというようなことから、年々単収も伸びてきてまいっております。

今後稲作をどういうふうにとつていくかということでありましても、過去におきまして沖縄県は台風あるいは干ばつの常襲地帯で繰り返して被害を受けたことから、稲作につきましては、沖縄本島を中心に可能な限りサトウキビとかほかの作物への転換を図つてまいりましたために、現在の作付面積は離島など土地利用上どうしても稲作が必要な地域を中心に約七百五十ヘクタール程度作付が行われております。

沖縄県の稲作も、これまでも関係機関の御指導と農家の管理で単収も徐々に上がつてまいりましたし、品質も向上してきておりますけれども、このような状況を受けまして今後とも稲作に対する依存度の高い離島地域を中心に安定的な生産の確保に努める、あるいは基盤整備、栽培技術の改善等の対策を進めて、さらに生産性を高めたいと思つております。

○上原委員 きょうはこれはメインテーマでないでこの程度にしておきますが、台中六十五、六十六号などというのは、僕が小さいころ植えておつた品種だよ。品種改良もやらない。だから、そ

れは今主要なあれになつていないからそうかもしれませんが、とにかくうまいかまずいかは、食糧庁、これは食べる人の感覚なんです、味というのは、みんながまずいと言つてゐるからまずいに違ひないのです。僕だってそう思うのだ、あちこち行つてみても、東京で食べる御飯と沖縄で食べるのと全然違う。そういう面を今回本土並みにするといふなら味も本土並みにしてください。その点、特に注文をつけておきます。いいですね。

開発庁、今回この特別措置法の延長措置をとる中で、今後の都合によつて新たにいろいろ是正しなければいけないものがあつたとすれば適時適正にやりますね。その点は明確にしておいてください。

○小谷政府委員 おっしゃるとおり、せつかくの特別措置でございまして、その効果が軽減される事態になりますれば、それを防ぐように努力いたします。

○上原委員 私が指摘しているのは、不都合なものが出た場合も含めてのことを言つていますよ。いいですか。

○小谷政府委員 復帰特別措置の効果も損なうものでありますれば、そういうものもろの税制改正に對しまして復帰特別措置の効果が損なわれないように努力するつもりでございます。

○上原委員 よくわかりだと思ふので具体的な指摘はしませんが、その点は留意しておいていただきたいと思います。

二次振計後期のプロジェクトについてはしばしばお尋ねもしましたし、また各先生方からもそれぞれのお立場からいろいろ御指摘なり御提言があることは皆さんも御承知のとおりです。二次振計の後期展望については、委員会が開かれるたびに検討状況及び策定時期を明らかにしてもらいたいということを言つてきました。目下沖縄振興開発審議会総合部会専門委員会及び小委員会での検討中であるというのがこれまでの皆さんの御答へのおうです。前回の委員会でも、四全総の基本的な考え方も踏まえてできるだけ早く策定すると

の御答弁だったわけですが、後期展望の具体的なプロジェクトをぜひお示しいただきたい。また、それが成案を見るのは夏ごろと言ってきたり、だんだんずれて秋ごろというようなあれもあるのですが、時期はいつになるのか、その点もこの際明らかにしていただきたいと思います。

○小谷政府委員 後期展望の発表の時期でございますが、四全総に沖縄関係部分一章を割いてくださっておりますので、四全総が出ましたら極めて速やかに後期展望をまとめたいと思っております。また、その後期展望の中には具体的なプロジェクトをできる限り列挙したいと考えております。現在のところどのようなプロジェクトを列挙すべきかという成案はできておりませんが、沖縄県がおつくりになりました後期展望がございいますので、それを十分参考にしながら御審議願っているわけでございます。

○上原委員 四全総の親分はそこいらっしやるじゃないか。どうなさるのですか。四全総はいつまとまるのですか。それに中央中心主義だと言われて大分——綿貫長官はびびることはないと思うんだ、が、つちりしておられるから。この中で沖縄の位置づけをどうなさろうとするか。大変重要なことです。確かに国体があつて、今回も新規事業もかなり芽出しをして、六十三年度何をやるか皆さん頭が痛いというような裏話もあつたというのですが、国体が済んだ後の後期プロジェクト、先ほど小渡先生からもありましたが、みんな関心を持っているわけです。

○小谷政府委員 後期展望の発表の時期でございますが、四全総に沖縄関係部分一章を割いてくださっておりますので、四全総が出ましたら極めて速やかに後期展望をまとめたいと思っております。また、その後期展望の中には具体的なプロジェクトをできる限り列挙したいと考えております。現在のところどのようなプロジェクトを列挙すべきかという成案はできておりませんが、沖縄県がおつくりになりました後期展望がございいますので、それを十分参考にしながら御審議願っているわけでございます。

○上原委員 四全総の親分はそこいらっしやるじゃないか。どうなさるのですか。四全総はいつまとまるのですか。それに中央中心主義だと言われて大分——綿貫長官はびびることはないと思うんだ、が、つちりしておられるから。この中で沖縄の位置づけをどうなさろうとするか。大変重要なことです。確かに国体があつて、今回も新規事業もかなり芽出しをして、六十三年度何をやるか皆さん頭が痛いというような裏話もあつたというのですが、国体が済んだ後の後期プロジェクト、先ほど小渡先生からもありましたが、みんな関心を持っているわけです。

○上原委員 何かもう少し時間がかかるようですが、精神論だけじゃなくして具体的なプロジェクトの中身を位置づけて明確にしていきたいと思ふのです。そこで、これとの関連でいま一つ要望し、御見解を開いておきたいことは、沖縄の経済社会の現状については、これまで開発庁が発表している二次振計のフレームがございいますね。これは昭和五十五年を基準年次として、六十六年を目標年次とした見直しになっていて、細かいことは抜きにして最近の動向と数値を説明してもらいたいわけですから、私も私に懸念するのは、この二次振計時点のフレームの計画の見直しに今後、六十六年までもそうでしょうか、それ以降相当ぶれが出てくるのじゃないかと思うのです、フレームそのものに、そうしますと、後期においてそのぶれをある程度、数字的に修正するかどうかは二次振計のこの期間がありますのでなかなか難しいかもしれませんが、見直しとしては、人口にしても経済構

造、産業構造にしても、そういう面でかなりぶれが出てくる可能性があると思うのですね。こういう面は見直しをなさるおつもりなのか、あるいはまたそうではない、フレームは変えないでやっひいこうとするのか。ここは重要な点ですのでぜひ明らかにしていただきたいと思うのです。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○小谷政府委員 二次振計後期にしても、今後の沖縄振興開発計画という面ではやはり雇用の問題は最も重要な位置を占めざるを得ないと思うのです。産業の創出、雇用、さらには観光産業の位置づけは引き続き重要な柱になると私は見ているわけですが、こういう点についてはどのような御見解で、引き続きどういうふうに強化充実をしていくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

沖縄の雇用失業問題というのは、最近では五%前後で行き来しているのですが、一時六%まで達したのは御承知のとおりです。沖縄で六%前後、五%以上の雇用失業が起ると年じゅう強調しても、政府は余り問題視しないのです。なぜそういう感覚なのかをたどりたいのです。今も、重要だ、本土就職だとかいろいろおっしゃいますけれども、私も問題にしているのは、沖縄法第三十八条の後段にうたわれていることをなぞ開発庁はもつと積極的に対応しないのかということなんです。この点についてどうなのか。労働省は、今回の三十万人雇用開発プログラム、地域雇用開発促進法というのと沖縄の雇用失業対策という面ではどのように位置づけ、どう対策をしようとするのか、ひとつ御見解を聞かせてください。

○竹村説明員 お答え申し上げます。

沖縄県の雇用失業情勢につきましては、先ほど先生御指摘のとおり非常に厳しいものがございまして、また、基本的にどうするかということにつきましては、先ほど開発庁の方から御答弁申し上げたとおりでございます。実は、例えば六十年を見ますと、完全失業率が全国平均二・八に対して五・三%ということで、かなり高くなっておりまして、最近におきましては沖縄県の雇用失業情勢の特質といえますが、むしろマイナス的な特質でございますが、先ほど御指摘がございましたように、若年者の失業率が非常に高いということがございます。と同時に、基本的には働く場がないということがございまして、先生から先ほど御指摘ありました、また現在御審議を願っております地域雇用開発促進法を私どもも有効に活用したいということで考えております。

実は、そのテストケースと申し上げてもいいような形で地域雇用開発推進事業というものを、原則として各県一職安管内に限って実施するというのを過去五年間行っております。沖縄県におきましては特例といたしまして、一応全県の範囲をその推進事業の対象地域として今までやってきたわけですが、基本的には、やはり地域の雇

用の場というものを早急に創出する必要があるということ、法が成立しこの事業ができるようになりましてならば、そのまま思想として引き継ぎたいというように現在では考えております。

いずれにいたしましても、例えばかなり高率な賃金の助成とかそういうこともございまして、三十万人雇用開発プログラム、そして地域雇用開発促進法、またそういう新しい制度も使いつつ、沖縄の雇用の安定と雇用の確保ということにつきまして最善の努力をいたしたいというふうに思っております。

○小谷政府委員 私どもといたしましては、労働省の御当局は沖縄には特に重大な関心をお持ちくださり、熱心に仕事をさせていただいているものと存じておりますが、なお引き続き連絡を密にしましていろいろ沖縄のためにお願いすべきことはお願いしなければならぬと思っております。また、開発庁自体といたしましても雇用創出に結びつくような振興開発にさらに努力してまいりたいと存じております。

○上原委員 お尋ねしたいのはたくさんありますので、ちょっと中途半端になるのですが、労働省がそれなりに誠意を持ってやっているということ、私は私にねがね評価をしているのですが、開発庁自体ももっとやらなければいかぬですよ。皆さんは何かというところ、これだけプロジェクトがあるから、公共事業があるから、そこにただ数字的に雇用が幾らとかそういう言い方をこれまででされるが、実際にはそうならないわけですね。このネックは何かということはどうも少し十分検証をして、これまでの実績というものをやらなければいかぬということ、まあ雇用開発促進事業の方であるいは従来よりは少しく変わった面が出てくるかなという期待を持っていますが、やっていただきたと思います。労働省は何か商工委員会の都合があるようですかいいです。

次に、沖縄電力のことについてお尋ねをさせていただきます。

り返るまでもございせんが、何かさつきはできるだけ早い機会にということでしたが、多分そうかと思うのですが、それに異議があるところも出てくるの御承知のとおりです。この民営化をいしたるならば、私がもう少し明らかにしたいだきたいことは、ぜひ政府が留意をしなければいかぬことは、沖縄電力の民営化の際には、その資本金の全部を沖縄に無償譲渡してもらいたいという基本的なものがあつたわけですね。これは、今ごろそんなことは通らぬとおっしゃるかも知れぬけれども、復帰というときの中で沖縄電力の前身である琉球電力公社の設立経緯がどうであつたのか、そういうものも考えると、これはまさに県民の財産なんですよ。だから、その全部を沖縄に無償譲渡するというのが私たちは当然だということ、これに対して政府の見解を改めて聞いておきたいということが一つ。

また、沖縄電力は本年秋をめどに民営化を行うべく通産省を初め関係省庁と協議をし、沖縄県、沖縄電力はその準備を進めてきた。だが、この民営化が先送りというふうな事になったようだが、沖縄振興開発特別措置法の一部改正案を国会で断念した理由ですね。私は、単にさつき言つたようなことだけではないと思うのです。この民営移行に伴う沖縄電力の具体的な法案の整備ができたかというところは、恐らく政府の考えでは、その資本金を二分の一に減資したから沖縄への配当は十分立つたという考えなのかもしれない。しかし、資本金の減資は六月末の株主総会で承認されることでしようが、問題は株式数をいかに処理するかということなんです。沖縄電力の株式は、現在のはたしか額面一株千円ですね。したがって、それをそのままにするのか、それとも本土九電のように額面を一株五百円とするのか、民営移行を前提とする場合に、こういうものをもう少し具体的に明らかにしてもらいたい。ひとつこれはエネルギー庁、通産省、どちらかお答えください。

沖縄電力の民営化で留意すべき点ということで、特に株式の額面の問題、これは減資との絡みで御指摘でございます。私も減資ということ、これはまず第一に民営化後の配当負担の軽減、それから内部留保を充実して安定した経営ができるようにということを考えているわけでございます。会社の経営という意味では、二分の一に減資をし、その二分の一の減資の相当分につきましては資本準備金に組み入れるということでございます。会社の経営としては安定を続けるような姿になっていくかと思うわけでございます。

減資の具体的な方法、つまり御指摘の額面をどうするかということでございますが、考え方としては二株を一株に併合するような考え方もあると思いますし、また額面を千円を五百円にするというふうな、先生の御指摘のような方向もあるかと思ひます。この問題につきましては、まだ私どもも最終的な考えに達していないわけでございますが、六月の定時株主総会に向けてなるべく早く考えを整理して、株主総会に間に合うように進めていきたいと思つております。

○上原委員 冒頭で言つた無償譲渡のことについては触れなかったのですが、なぜこの点をお尋ねをしたかということはおそらく、五百円の場合に、今が千円だから、これがもつと広く県民に参加できるあるいは株主になれるという恩典があると思うのです。問題は、沖縄電力というものは現在特殊法人であつても、県民共通の財産であつたという認識を私たちは持っているわけですね。そういう過程で発展をしてきた。確かに政府のいろいろな特別措置によつて今日の電力の充実化というのが図られたことはわかるわけですが、しかし、それを支えたのは沖縄県民、消費者であり沖縄の産業なんですよ。企業なんですよ。それを無視してはいかぬと私は思う、民営化という場合に、ここに今沖縄のいろいろな不満があるんですよ。余分な言う方をするかも知れぬが、琉大だっ

て、単なる国立になったといつて全部召し捕つてしまつたんですよ。今ごろいろいろな問題が出てきている。あれだけの財産というのは本当は県有財産です。法律が変わつたからといって、全部そういう形で多くの沖繩県の共有財産というものが復讐の時点でもなくなつてしまつたんです。この電力だつてそうなんです。つまり、沖繩電力の民営化に当たつての政府保有株の処分は、N.T.T.のような方法は私たちが絶対に反対だということなんです。ここはどう思つておられるのか。

沖繩電力発足後の同社の経営状況については改めて申すまでもないわけですが、確かに資本金を上回る赤字に悩まされてきた。その結果、電力料金も一年に二回も値上げしたんじゃないですか。そういういろいろなことを考えていたならば、この株式をどうするかということ、同時に政府保有の株の少なくとも半分以上については沖繩の株にしてもらわねばこれは成り立ちませんよ、そういう面は。その点は具体的に開発庁も沖繩県も沖繩電力も協議しているのかどうか、今私が指摘をしたこととあわせて、この際ぜひもう少し考えを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○清川説明員 お答え申し上げます。

沖繩電力の発足の経緯、かつての電力公社から沖繩電力という特殊法人に変わった経緯、こういうようなことを踏まえて地元、県内にいろいろな御要望があるということにつきまして、私どもはよく存じております。特に県の方とも十分に連絡をとりながら、御意見を承りながら考えているわけではございますが、県民を主軸によく考えてほしいということにつきまして、私どもも再三にわたりまして県の方から御意向を伺つておりまして、私どももいたしましては政府内部に地元の要請につきましてよく御説明し、理解を得るよう努力してきておりますし、また今後とも続けてまいりたいと思ひます。

なお、株式の処分の方法につきましては、どのような方向がよろしいか、特に沖繩電力につきましては、これは公益事業ということもあります。

で、私ども余計に慎重に考えなければいけないと思ひます。そのような方向で、今後とも地元の御意向をよく考えながら進めてまいりたいと思ひます。

○上原委員 これは大臣にお答えいただきたいのですが、私は重ねて要望というか主張をしておきますが、沖繩電力をもし民営化にする場合、大臣、政府保有株の処分に当たつては本来無償譲渡が当然だと私たちは思つてゐるのです。しかし、今の経済状況、いろいろな面であつて、これはと今のであるならば、少なくとも一株五百円あるいは千円額面どおりで沖繩県民、沖繩企業を中心として政府保有株は放出すべきであるということなんです。我々が懸念することは、政府が九九・九持つてゐる、そうだからという沖繩という地域性、あるいは沖繩電力の歴史的背景及びその規模、環境などを考えずに、政府が沖繩電力を民営化にするということを国の財テクの手段として考へてはいかぬということですね。その株を放出することによつて財政赤字をいささかでも埋めようなんて、そういうような手段としてこれが移行されたという場合は、悔いを残しますね。だから、その点は政治家として、担当大臣としてひとつお答えを願ひたいと思ひます。

これとあわせて、この沖繩電力の民営移行がなされるという場合には、復帰特別措置法に盛り込まれている現行の沖繩電力に対する特別措置は、民営移行後も何らかの形で引き続き経過措置として考へる必要があると私は思ひます。この点は通産省エネルギー庁の方からひとつ、もちろん開発庁もですが、あわせて二点についてぜひ、この株の処分問題という点については大臣の方から、政府全体の今後の問題ですからひとつ御見解を聞きたいと思ひます。

○綿貫国務大臣 政府保有の株式につきましては、これは国有財産の処分ということでありまして、いろいろな点からの問題もあると思ひます。これは大蔵省当局のいろいろな今までの方針等もあわせ、ただいま地域の特性を考へるという

ような御意見でございますが、どういふ処分の方法にするのかは慎重に考へていかなければならぬといふふうに考へております。

○清川説明員 お答え申し上げます。

現在、沖繩電力につきまして税制上いろいろな形での措置がなされております。おっしゃるとおり関税の免除あるいは事業税の軽減、固定資産税の軽減など幾つかの措置を講じられてゐるわけでございます。私どももいたしまして、これが現時点で相当期間延長されるということになつておりますが、今後とも沖繩という地域の特性に際しましては経営が安定してやつていけるように特段の御配慮を政府内部、関係者にお願ひしながら進めていきたいと思ひます。

○上原委員 政府保有の株の処置とか取り扱ひについては明確なお答えはいただけませんでしたが、しかし少なくとも私が指摘したことについては御理解いただける面も多いと思ひます。県民の立場からするとそういう意向が強いということとは開発庁も通産省エネルギー庁もぜひ御留意を願ひたいと思ひます。また、そういう方向でひとつ特段の御配慮を要望しておきます。

次に、自由貿易地域問題についてお尋ねをいたします。

これもしばしば議論されてきたことなんです。自由貿易地域の設置について関係各位の努力と協力でその成立が見込まれるところまでは来ている。このことは評価をいたしますが、すなわち設置場所として那覇港湾施設内の約二・八ヘクタールを充てたい、またその形態として沖繩の地理的特性を生かした物流中継加工型としたいということのようですね。そしてこの土地が米軍の那覇港湾施設内であることから用地の日米共同使用許可が必要になつてゐる。だが、いつものことながら現在日米合同委員会での共同使用問題がいろいろ協議されてゐるようですが、まだ合意を見ていないといふことなんだが、なぜなのか。

そして沖繩県の自由貿易地域設置計画では、当初六十一一年中に建設用地の共同使用許可を得た

い、六十一年度内には地域指定の申請を県は行う予定だつたわけですね。しかしさつき申し上げましたように、日米合同委員会による共同使用が許可を得られないままになつておつて、開発庁長官に対する申請が今日までできない状態だ。これの打開策、なぜ日米合同委員会での使用許可が得られないのか、経過と今後の見通し、全部明らかにしてください。

○岡本説明員 御指摘の共同使用の問題につきましては、昨年十月二十一日に日本側より書簡をもちまして米側に、合同委員会の施設分科委員会の場で申し入れを行ったものでございます。

本案は、ただいま米側において非常に慎重に検討されているところでございます。通常、この種の案件は七、八カ月ないし一年近くかかるものもございまして、私どもも現在この審議の状況に特段のおくれが生じてゐることは認識してございませう。今後とも私どもとしては、本件に前向きに対応するといふ立場から米側と所要の調整を図つていくつもりでございます。

○上原委員 七、八カ月かかるのが普通で、これからは一生懸命やる。見通しはどうなんですか。米側は何と言つてゐるの。いつごろ決着がつく。そんな暇ない声で、余計遠くなるような話をせぬでよ。

○岡本説明員 先ほど申し上げました七、八カ月ないし一年近くかかるという事例は、ほかの事例にかんがみまして一般的なケースでございまして、本件については、私ども並びに米側も重要性は十分認識しております。ただその見通しにつきましては、今この段階で確たる御答弁を申し上げることができない、その事情を御理解賜りたいと存じます。

○上原委員 ぜひひとつ早目に合意に達して、これが実現するように要望しておきます。

この貿易地域は、冒頭に申し上げたように、沖繩県の地理的特性を活用した産業振興施策として二次振計後期以降の戦略的プロジェクトとして

位置づけているわけですね、振興開発の。だから、その意味でも、開発庁としても後期プロジェクトの重要な柱の一つであることは間違いないと思うし、しかもこれはちゃんと沖縄振興開発特別措置法にあるわけなんだ。したがって、今は時期は明らかにできないということでしたが、予算なんかも県予算で二億四千万円の用地造成が計上しても見送られているという状況なんで、こういう事態というものは早目に開発庁としても努力をしてやってもいいということ。

もう一つは、大事なことは、これが実現した場合に、沖縄のフリーゾーンの設置で、何とていってもその運営主体をどうするかということ。沖縄振興開発特別措置法の第四章では自由貿易地域として六条文が規定されているわけですが、特にその第二十八条には、国は必要があると認めるときは、自由貿易地域のため特別の法人を設けることができる」と規定されている。さっきの雇用、失業の問題ではないんだが、こういう立派な規定があつても十五年間、名存実亡になつてきている。したがって、大臣、こういった新たな目玉としての振興開発計画に位置づけられると思うならば、この際このくらいの開発庁の権限を発揮していただくことが必要だと思うのだが、どうお考えなのか。

確かに現下の厳しい財政事情のもとでこの種特別法人の設置というのは非常に困難な面を伴うということもわかります。わかりませんが、国の財政よりもさらに厳しい沖縄県の財政能力で設立するとなると、十四、五億圓くらい必要だと言われているわけで、この費用捻出というのは余計大変なんです。こういう問題も早目に解決するということとでなければこれは実現はしないですね。したがって、今私が指摘をしたことについての大臣の御見解をお尋ねしておきたいし、沖縄県、沖縄開発庁、また外務省あるいは施設庁なども絡むかもしれないませんが、早目に決着をつけて、この種の問題点になっているものを解決して、このフリーゾーンの早期設置というものをこの際図るべきだと

思うのですが、これはまとめてひとつ大臣の方からお答えいただければいいと思います。

○総務大臣 フリーゾーンの設置及びその活用方法と申しますか、これは沖縄の位置づけの中で極めて重要な問題だと考えております。県の方からもいろいろの希望や計画も聞いておりますが、沖縄開発庁といたしましては関係省庁とも十分協議をいたしまして、このフリーゾーンというものが沖縄のために大きなプラスになるような形で一日も早く実現できるように我々も努力をしております。

○小谷政府委員 ただいまの大臣の御答弁で尽きておりますのであえてつけ加えることはございませんが、後期展望は審議会がつくるものではございますが、私どもが主導してつくるものではございませんが、確かにその中に自由貿易地域のことを相当の行数を使って触れていただくことになるだろうと思うわけでございます。

○上原委員 私が最後に指摘をした振興開発特別措置法の第四章の中でうたわれている条文の適用というか、それを活用していくということを含めて検討しますね、大臣。

○綱貫国務大臣 県とも十分相談をしてやっていきたいと考えております。

○上原委員 ぜひひとつ特段の御努力を要望しておきます。

次、エイズ問題についてちょっと外務省と厚生省にお尋ねをいたします。

沖縄は御承知のように米兵が非常に多いわけですね。四万三千くらいいるのですか。もちろん、それは特定の先入観とか感覚でお尋ねするのではないということはお断つておきますが、報じられている面では、米兵千人当たり一・六人がエイズに感染をしている。したがって在沖米軍人数、さっき失礼、五万六千七百七人、これは兵隊だけではなくして米人だと思ふのですが、いる。それで、どういう対策をしているのか。これは県民にとっては非常に不安の面もあるわけですね。米軍機関紙星条旗、スターズ・アンド・ストラ

イプスの三月十六日付で伝えたところによると、全米軍兵士二百十万人の六・二％に相当する百三十万人の検査結果からわかったことは、さっき申し上げたように、米兵のエイズ感染率は千人に一・六人という割合だ。あるいは米国防総省は、在沖米軍基地も含め世界的規模でエイズの血液検査を実施している。今回の星条旗の報道は国防総省の正式発表ではないが、消息筋の語ったところのようです。

そういう意味で、日本国内にもエイズ患者というものが次第にふえつつあるということになると、そういった基地周辺であるとか、米人、軍人、軍属がたぐさんという地域においてはより以上の防止対策あるいはエイズに対する教育指導対策を考えなければいかぬと思うのですが、このことについて政府は一体どのようなお考えで今やっておられるのか。また、米側とはどのような話し合いをしておられるのか、この際ぜひひとつ明らかにして、万全の対策を講じていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○岡本説明員 ただいま御指摘の米軍の機関紙の報道につきまして私も存じておりますけれども、ただいま米軍はすべての将兵についてエイズの抗体検査を行っております。そして、その結果はまだ最終的にまとまらずに承知しております。私どもはその数値についてはつまびらかにいたしていません。ただし、在日米軍全員の将兵に対する検査は、米軍として既に終了しております。その抗体検査の結果、エイズ患者、エイズ関連症候群患者及び抗体陽性者は皆無であったという報告に接しております。

米軍といたしましては、この問題の重要性にかんがみまして、エイズ問題に対しては引き続き徹底的な教育を全将兵に行うとともに、随時チェックを行っていく体制にございます。そして、その結果、仮にエイズ抗体陽性者が発見されたような場合には、直ちに本国へ召還いたしまして、より精密な検査を受けさせる体制にあると承知しております。

我が国におきますエイズ問題の深刻さにかんがみまして、私どもは米軍とは緊密な連絡体制にございまして、私ども並びに厚生省と随時意見交換を行っておりますのでございます。今後とも、本件につきましては、米軍と十分な連絡協調体制はとっていくつもりでございます。

○上原委員 厚生省はどういう対策をお考えですか。

○伊藤説明員 我が国におきますエイズ対策の一環といたしまして、全国の医療機関にお願いをいたしましてサーベイランスを実施しております。患者の発生状況等を把握しているところでございます。

一方、厚生省といたしましては、在日米軍に關しましてこれまで外務省と連絡をとり合つていたところでございます。アメリカにおきましては、エイズの患者発生が深刻な問題となつておりまして、在日米軍におきまして、その対策に非常に努力されていると聞いています。その対策に非常に協力して、今後とも外務省と協力をいたしまして、在日米軍側との情報交換を図り、国民の不安の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○上原委員 そうしますと、今厚生省は一般論を言っておられるわけね。基地周辺の人々というのはそれだけ不安が大きい、強いわけよ。私が聞いているのはそういった一般論じゃなくて、これは沖縄だけじゃなくて、横須賀にしても岩国にしても三沢にしても佐世保にしても、そういった米軍の出入りをする周辺の飲食店、そういった地域においては、やはり何らかの特別なチームを設けるとか、日米間で特別な対策を持つとか、県とか関係市町村とタイアップしてやるというような手を早急に打たないといけないんじゃないですか。相互に疑心暗鬼になりますよ。ただでさえ爆音をまき散らす、弾は飛んでくるといふところまでエイズまでまき散らされたら困るんだよ。そういったことについて一般論じゃなくて、少なくともどうもエイズ感染が比較的強いかもしれ

らないと思われ地域についてはもう少し予防措置というものを考えるのが厚生省なり外務省の仕事じゃないの。その点については大臣の方からもひとつまとめてお答えください、一般論じゃなくして。

○岡本説明員 米軍の中におきますエイズの検査体制につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

私どももいたしましては、米軍は特にエイズの発生率の高い組織体いわゆるハイリスクグループとは認識しておりませんが、ただしエイズ一般に關して日本国内にございます社会的な不安から、念には念を入れるという観点から米側に一層の検査体制を要望しているところでございます。今後とも私ども、米側とはこの点十分緊密に連絡調整を図っていくつもりでございます。

○伊藤説明員 二月二十四日に政府におきましては関係閣僚会議におきましてエイズ対策の第一の重点施策といたしまして正しい知識の啓発普及を掲げているわけでございます。したがって、在日米軍基地があるというように、県民の方がそういう不安を抱えているというような地域につきましては、特に関係のところと御相談をしながら啓発活動に力を入れてやるように考えていきたいと考えております。

○上原委員 もう時間ですから。大臣、これは今政府としても特別立法しようという動きもあるし、また国民の関心事なんです。そういう中で、特に基地の多い、五万六千人もいるわけですから、発生率においても、米軍は日本より多いというところになると、受けとめ方としては大変心配する向きはあるわけで、これは何も偏見を持つとか特定の観念で思うというわけじゃなくして。したがって、日本全体のエイズ対策というのからでしようが、特に私が今申し上げたような基地周辺の住民の感情というのがありますので、この点はこれからいろいろ閣僚会議なりまたそういう面での話し合いもあると思いますが、それも御念頭に置いてこのことについては十分期待にこ

たえていただけますね。ひとつ大臣の方からお答えをいただいて質問を終わりたいと思います。

○綿貫国務大臣 エイズに対しましていろいろの不安というものを解消するために今政府の方でも一生懸命取り組んでおるわけでありますが、御指摘のように、沖縄がそういうことなのかどうかかわかりませんが、観念的にそういう不安があるとすればそういうことがないように、各関係省庁で今真剣に取り組んでおりますが、十分それらの対応を見守って頑張っていきたいと思っております。

○加藤委員 午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時三十分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。玉城栄一君。

○玉城委員 昼食抜きで待機していらつしやるというところで恐縮であります。私も質問をさせていただきます。

まず、長官にお伺いしたいわけでありますが、この沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に關連しまして、午前中の質疑でも長官のお考えは大体承ってわかるわけでありますが、改めてお伺いしておきたいのは、沖縄が本土復帰しましてちょうど満十五年になるわけでありますが、おきましてやはり大きく向上した面は、不満足ではありますけれども、客観的事実としてこれは認めるわけであります。その中でも基地の問題、これはむしろ逆行しているんじゃないかという感じがいたしますが、しかしほかの面においては確かに大きく向上してきているというのは事実であります。

しかし、今の時点においても県民所得はやはり全国四十七都道府県の中で最下位である、七四％ということも長官御自身も午前中おっしゃっておられたわけでありますし、あるいは失業率の問題

にしても全国平均の二倍である。この提案理由にもありますとおり、沖縄県の経済情勢は全く厳しい等々ということからしますと、やはり現在沖縄の振興開発担当大臣とされて、この法律の本来の目的であります本土との格差は正であるいは自立できる経済基盤の整備強化等まだ実現していない。そういう意味からすると、やはりまだ沖縄振興開発の途上である、これから大いに振興開発をしなければならぬ、このように思うわけであります。改めて長官の御所見を承りたいと思っております。

○綿貫国務大臣 御指摘のとおり、沖縄は復帰以来十五年たったわけですが、いまだに本土との格差というものが厳然として残っておるわけであります。この格差は正とすることに全力を挙げていかなければならないということになります。今回の法律の延長を御提案申し上げておりますのも、それがさらにそれを背景にいたしまして一日も早い格差是正ができるようにということとをこいねがっておるわけであります。

いろいろの施策につきましては、沖縄の地域的な特性というものを十分考えながら産業や民生を考えていかなければならないということは申すまでもないことでございまして、特に後からまたいろいろと御質問があればお答えさせていただきます。その特性を十分生かした産業振興ということに意を用いていかなければならないというふうに考えておる次第でございます。

○玉城委員 今長官もおっしゃいましたとおり、一日も早い格差是正の必要がある。

そこで、基本的な問題になりますのでどうしてもお伺いしておきたいわけですが、さっきも申し上げましたとおり、県民所得にしても失業率の問題もまだそういう状況である。そういう中で例の、今大問題になっております売上税、こういう税金が新しく導入されるということは、今の沖縄は振興開発の途上である、これからいろいろな、県民生活も含めて、産業も含めて向上し、いわゆ

る本土並み水準を確保していかなくてはならない、そういうことから考えますと、こういう新しい悪税といえますか、新しいそういう税金が導入されていくということは、私は非常に大問題ではないか、このように思っているわけであります。長官はどうお考えですか。

○綿貫国務大臣 この売上税を中心いたします税制の問題につきましては、先般来予算委員会でもいろいろと御質疑があったまになっておるわけでございまして、国会の中でもまだ生煮えのままの状況でございますが、大きくは基本的にやはり間接税というよりな形で日本の税制を新たに展開していかう、そして薄く広くいたいた間接税によって国の台所を少しは豊かな方向に持っていかなければならないのではないかと。今回は増減税相半ばというところでございしますが、そういう中からやはり新しい政治の行き方あるいは行政のあり方、こういうものを考えて、それがまたさらに還元をされて大きな意味において地域の振興ということも図られるような方向に展開されれば、最も望ましいのではないかと理解をさせていただいておるわけでございます。

○玉城委員 沖縄の振興開発をされる担当大臣という立場でお答えをいただく場合に、これから沖縄の振興開発をし、本土並み水準、いわゆる格差是正等をするという立場からは、やはりこういう税金というものは好ましくないあるいは反対であるというお答えが当然出てくるのではないかと。そういう期待を私はしておったわけでありますが、そうでもない。しかし、これは絶対にまずいのです。改めて、こういう売上税なんというのは、特に沖縄の場合を考えますと、これはもう絶対に大反対であるということを申し上げて次の質問に移ります。

これも午前中質疑がなされていたわけですが、いわゆる沖縄電力の民営移行の問題についてであります。これは長官にお伺いします。基本的に改めてここで確認しておきたいわけですが、あります、いわゆる県民に対して電力を安定的

かつ適正に供給するという立場からは、現在のような沖縄電力というものが、いわゆる政府が九九・九%株を保有している特殊法人という形態がいいのか。あるいはいわゆる民営で、独立した民営という形態の方がいいのか。県民への電力を安定的にかつ適正に供給するという立場からは両方どちらがいいのか、長官どのようにお考えでしょうか。

○綿貫国務大臣 華公益法人と、民営になりましてもそういう形になるんではないかと思えます。そういう点におきまして、電力というのはやはり民生や産業の安定のために欠かすことのできないものでありまして、そういう意味において民営ということにはそれぞれ創意工夫、民活の知恵も働いてまいりますし、官活みたいな形になりますとそこ一つの安定はありますけれども、硬直化した形になるわけですから、両方折衷されたような民営が望ましいのではないかと、いふふうに考えます。

○玉城委員 両方折衷された民営といいますが、官民折衷した形のそういう形態がいいということでしょうか。

○綿貫国務大臣 ただいま申し上げましたように、華公益法人というように形になるのではないかと思います。

○玉城委員 いやこれは長官ちょっと。安定的かつ適正な電力を県民に供給するという立場から、一日も早くこれは民営化の方向に持っていくなければいけません。これは去年の暮れに閣議で決められているのですが、それとは違つて少し考える必要があるというように感じます。

○綿貫国務大臣 おっしゃるとおりこれは閣議決定されておるわけですが、県の方でもそういうふうな望みをお寄せありますから、そういうふうな形になっていくことだと思えます。

なこともおっしゃっているわけですね。ということとは、現在沖縄電力の料金体系というものは本土並み料金の水準にはいってない。いってないというのか、それよりは高いという認識のもとにそういう方針を打ち出しているのかどうか。その辺は通産省の方から伺います。

○清川説明員 お答え申し上げます。

沖縄電力の電気料金水準でございますが、これは実は私もいろいろなところがあるわけですが、いろいろと、やはり種別つまり電灯用とかあるいはビルなどの業務用とかいろいろ種別がございますので、それによって本土のある電力会社よりは安い、あるいはある電力会社よりは高いというようにばらばらでございます。しかしながら、日本全体の平均と、大体平均的なところでは日本の全体のところに寄つてきているというふうに思っています。特にことしの一月から電気料金の暫定引き下げということをしていたしましたので、それから、総合的な単価では大体本土の範囲の中に入つてきているというのが実情でございます。

○玉城委員 ですから、私がお伺いしているのは、さつきは十二月三十日の閣議決定ですが、その前に十二月二十九日に資源エネルギー庁の公益事業部として「沖縄電力（株）」の民営化については、昭和五十六年十二月の閣議了解に沿つてこれまで具体的方策について検討を進めてきたが、今回できる限り早期に民営化を図ることとし、その第一歩として、民営化の大前提である「本土並み料金水準」の確保の見地から「こう書いてあるものですから、皆さんそうおっしゃっているものですか、この認識というものは、現在の沖縄電力の料金体系はいわゆる本土並み料金水準ではない。それを確保するためには、これこれの措置等あるいは民営化も含めて必要ということではないのですか。

○清川説明員 お答え申し上げます。

昨年の暮れに、民営化の大前提として、本土並み料金水準の確保の見地から経営体質の強化を図るということを目指してまいりました減資というこ

とを決定したわけでございます。これにつきまして、その考え方の背景としては、現在まだ配当はしておりませんが、料金水準としては本年一月から先ほど申し上げましたように大体本土並みのところにはございます。しかしながら配当といたしましてはございまして、これは資本金の規模に比例した形になります。そのような観点からは配当の負担を軽減する、あるいは内部留保を充実いたしましていろいろな経済の変動に対しても対抗力を確保するようにしておく、それによって本土並みの料金水準を確保していきたいということで、昨年の暮れに減資という方向を政府部内で御了解いただいたわけでございます。

○玉城委員 いずれにしても、わざわざ去年の十二月三十日に閣議でそういう方向を打ち出して、しかもできるだけ早くというふうな意味でいろいろな「所要の措置を講ずる」この所要の措置というものは、さっきのお話を聞いていますと資本金を二分の一という程度で、あとは何か株の処分の方法とか時期についてというふうなことでありますけれども、わざわざ去年の暮れにそのように閣議で決定したということは、少なくともこの六十二年度中にはあるいはそういう民営化の方向で、そして本土並み料金についても体質強化等も含めてされるという期待があったわけですか。ところが午前中の質疑にもありましたとおり、これは見送るのだ、一体何をやっていくのか、そういう感じで受けとめているわけですか。

ですから、午前中もありましたとおり沖縄電力の特殊な経過がありますから、それを踏まえて、これは去年の暮れから始まったことではなくて、長い間の経過もあるわけですから、まだ話がかからないとか、まだどうのこうのということでは済まされないわけですか。わざわざ閣議で決めて、エネルギー庁もちゃんとその時期にそういう方針も打ち出しているわけですから、これは株の処分方法等について、まだその辺はよくわかりませんが、けれども、いずれにしても長官は、沖縄のいわゆる担当大臣とされては大蔵大臣なりあるいは通産大

臣なりとお話し合いをされて、県側の要望も踏まえて対応していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○綿貫国務大臣 閣議決定されておるわけでありまして、民営移行ということについては先ほど公益法人と申し上げましたが、公共的な事業という意味で申し上げたわけですが、公共性のある大変重要な問題でございますので、その辺各関係省庁で今鋭意詰めておる問題だと思えますけれども、それらがスムーズに運ぶように努力をしましてまいらなければならないというふうに考えております。

○玉城委員 ですから午前中のお話、長官御自身の御答弁もそうですが、通産省のお方も、これは慎重にやらなくちゃいかぬとか、こういう話なんです。すると、閣議で決めた方針からまたさらに慎重にと。我々受け取る側としましてはどうかはぐんぐんです。ですから、ひとつ長官、これは責任を持って前に出てやっていただきたいと思うのです。よろしくお願ひします。

次は、上原先生も午前中質問された例の自由貿易地域、フリーゾーンの問題です。防衛施設庁の方にも来ていただいているのですが、外務省の岡本さん、やはりこれはあなたでないといかぬじゃないかと思う。

先ほどあなたのお答えで、日米合同委員会に提起したのが十月二十一日で、きょうは三月二十五日だから五カ月ですね。ところがこういう経緯というものは、七、八カ月あるいは十カ月で回答が来るのが普通であつて、これは別にそういう例からすれば遅いということでもないというふうな意味のお話をしているのじゃないかという感じが、何かそういう七、八カ月ないし十カ月で回答するという日米間の取り決めがあるのか、五カ月では早過ぎるのか。

○岡本説明員 午前中上原先生に御答弁申し上げました七、八カ月ないし一年ぐらいというのは、あくまでも一般的な過去の例から考えました慣例として申し上げたお話でございます。私も、本

ことで、それが終わってから……

○玉城委員　そういうことを聞いているんじゃない

「今、我が国は、御存じのとおり大変な状況に置かれておりますね。アメリカは議会も含めて最近

○玉城委員　そういう技術論の話は別にしまして、岡本さん、あなたならできると僕は思う。難しい沖繩の基地内におけるアメリカの大学のいわゆる入学問題についても解決されたわけで、だから、ひとつこれもやっていたきたい。沖繩県だ

○小谷政府委員　沖繩開発庁といたしまして、また沖繩総合事務局といたしまして、那覇防衛施設局及び防衛施設庁本庁、この問題につきましては自由貿易地域の重要性を本心に認識していただく、真剣にアメリカ側と折衝してくださっているということは、私どもの偽らざる印象でございます。その合同委員会で行われる議論が行われているのかにつきましては、外交上の交渉でございまして、私どもも伺っておりませんが、少なくとも那覇にある沖繩総合事務局と那覇防衛施設局、また東京における沖繩開発庁本庁と防衛施設庁本庁との間の交渉では、防衛施設庁さんも那覇防衛施設局さんも非常に熱心に、一日も早く共同使用の運びに至るように活躍してくださる、これは私ども偽りのないところで感じているところであります。一義的にこの問題に対応してまいります。

のは外務省さん、防衛施設庁さん等でございますが、引き続き一層努力していただくように、私どもとしてはお願いしてまいりたいと思っております。

○玉城委員　そういうたぐいの話はこれまで聞き飽きてきたのですよ。努力していないとは言っていないですよ。結果が物を言うのですよ。いつまでもそんな話で、だから日本は口先だけだと、今そういうふうな世界から非難されている真つ最中じゃないですか。話が拡大して恐縮ですが、円が百四十八円にもなってきたら、これは壊滅的な打撃を受けますよ。それほど今日日本は大変な立場なん

だ。せっかく唯一の自由貿易地域設定ということだが、法律で制度化されているものすら生かしかれない、私はそれを言っているわけですよ。いつまでたってもそういうことを言っているのではまずまず、事冲繩に限定して考えないで、自由貿易地域の問題にしてもこういうふうに我々は努力しているのだというふうに見せるような材料、そして施設も米軍を説得してもらいたい。長官、どうですか、御所見。

○綿貫国務大臣 このフリーゾーン構想というのは沖繩にとって極めて大切な問題だと思います。今、その進捗度が大変遅いことをおしかりいただいておりますが、できるだけそれらの諸問題が早期に解決できるように私も努力させていたただきたいと思っております。

○玉城委員 この自由貿易地域の問題は二次振計後期プロジェクトの目玉だ。前の長官もちゃんとこの委員会で目玉にしますと明言してきたのが、一向にこういうお粗末な状況ですから、だれだつて腹が立ちますよ。そういうことで、ぜひ一層の御努力をお願いしたいと思います。

次は防衛施設庁の方に伺いたいわけでありますが、例の思いやり予算、いわゆる駐留米軍関係の予算、施設提供整備予算の新年度の額、その中の米軍への住宅予算、戸数、一戸当たり大体どれくらいの予算額があるのか。その中に、沖縄関係は幾らの予算であり、戸数は幾らであるか。ついで

に申し上げます。思いやり予算は五十四年度から
ですから、累計として住宅関係予算が幾ら、住宅
戸数が幾らなのか、できれば沖縄関係は幾らなの
か、まとめてお願いします。

○志滿説明員 お答え申し上げます。
まず、昭和六十二年度におきます提供施設の整備に要する経費といたしましては、蔵出予算額が約七百三十五億二千九百万円を計上しているわけでございます。このうち家族住宅にかかわる経費は、蔵出予算額約三百十七億五千三百万円を計上しているわけでございます。戸数は六百二十三戸計画しているわけでございます。

次に、沖繩におきます六十二年度の提供施設の整備に要する経費は、歳出予算額約二百九十一億六千七百万円を計上しているわけでございます。このうち家族住宅にかかわる経費は、歳出予算額約百三十八億七千五百万円でございますして、三百五十二戸を計上している次第でございます。

また、累計ということでございまして、昭和五十四年度から六十一年度までの全国の家族住宅の建設累計戸数は四千三百十四戸でございます。

歳出予算額の累計は千四百四十三億二千二百万円でございます。このうち沖縄関係につきましては、同じく昭和六十一年度までの戸数の累計が二千二百二十五戸、歳出予算額六百九十五億九千万円でございます。

○玉城委員 これは私事前に申し上げませんでした。

たので、そこで計算できたら計算していただきたいわけですが、住宅関係予算が六十二年七百三十五億ですね。六十二年で結構ですから、一戸当たりどれくらいの手算額でつくられる米軍への家族住宅なのか、それを知りたいわけですね。

○志滿説明員　今の御質問の前に先ほどの御答弁についてもう一度改めて申し上げさせていただきますのでございますが、六十二年度の提供施設の整備に要する経費は全体で七百三十五億二千九百万円でございます、このうち家族住宅にかかわる経費は三百十七億五千三百万円ということになる

それから、ただいま御質問の一戸当たりの建設費ということについてでございますが、米軍の家族住宅につきましては、階級等によりましていろいろ

いるタイプが、広さとかそういうのがございまして、代表的なものは二階建て六戸連棟で一戸三寢室タイプでございますが、これの一戸当たりの建設費が約二千九百万円でございます。

○玉城委員　二千九百万円。階級によってというと、将校とか下士官とか兵隊さんとか、いろいろな部屋のスペース等もあるわけですからそれをトータルしてということでしょうけれども、これは

土地はついていませんからね、基地の中でつくる建物だけのものですから。御存じのとおり相当デラックスなですよ。例えば下士官の軍曹というのですか、自衛隊と比較してはなんですけれど、自衛隊の方々と比べて格段の相違があります。相当デラックスなものですね。これはやはり思いやり予算ですから、我が国の国民の税金で建てあげて提供しているわけですね。

これは外務省の岡本さんの方に伺った方がいい

のでしうが、アメリカが基地を世界に置いている。NATOとかいろいろありますね。そういう中で住宅を提供している国はありますか。

○岡本説明員 突然のお尋ねでたゞいま手元に資料がございませんが、NATOの諸国では米国の間にさまざまな形の協定を結んでいわゆる接受

国支援を行っております。その形態はさまざまでございます。基地施設の提供等がございます。具体的に住宅の提供の例があるかどうかはなお検討、調査してみたいと存じます。

○玉城委員 私承知しているところでは、住宅を軍の方に提供している国はないと承知しております。

わけです。これが年々ずつとふえていつているんですよ。これはさらにふえるんじゃないでしょうか。

これは施設庁の方に伺いますが、こういう米軍に住宅を新築していくという法的根拠は何ですか。

○志満説明員 お答え申し上げます。
施設を整備し、提供することにつきましては、
安保条約の目的達成との関係を考慮いたしまし
て、その緊要度と諸般の事情を総合的に勘案の

上、我が国の自主的判断により個々に決定しているわけでございますが、条約上の根拠といたしましては、地位協定第二十四条二項の規定により、同協定第二条に定めるすべての施設、区域をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供するということになっておりまして、その規定に基づいて実施させていただいておるわけでございます。

○玉城委員 地位協定の二十四条の二項で住宅も提供することができると。ところが、これは四十八年でしょいか、当時大平国務大臣が、「地位協定第二十四条の解釈につきましては、先般来」云云、「この際、政府としては、その運用につき、原則として代替の範囲を越える新築を含むことの無いよう措置する所存」であるというふうに当時答えておるのですが、これは変わっているんですか。変わっているならいつから変わっているのか。

か。といいますのは、調べておいていただきたいのですが、そういうことで拡大していきますと、この二十四条の二項でそういう解釈をしていきますと、例えば大きな劇場をつくって提供してあげるとか、あるいは滑走路なんかをつくって提供しとる、あるいは滑走路なんかをつくって提供してあげるといふことができるんですか。

○志滿謝明員 いわゆる当時の大平答弁の経緯。それからその解釈の問題でござりますが、昭和四十八年三月の衆議院の予算委員会の審議の過程におきまして、三沢飛行場それから岩国飛行場におきます老朽稼働の改修策に関連しまして、その経費を地位協定第二十四条二項により我が国が負担

するとの政府の見解に對しまして、地位協定上、かかる経費は地位協定第三条の規定により当然合衆國が負担すべきであるとして、経費の負担について論議が交わされたところでございます。

○玉城委員　時間がありますので、この問題、ちょっとペンディングにさせていただきます。施設

庁の方に重ねて伺いますが、米軍への住宅を新築する建設工事、これは米側の建設工事業者もやっていますか、やっていませんか。あるいはやっていないけれども、そういう要求はありますか、ないんですか。もし要求が来たらどう対応しますか。

○志満説明員 ただいまの御質問でございまして、米側が家族住宅そのものの工事をやっていますか、どうかという点でございまして、これは、私どもの記憶では最近そういうような事例はないようでございます。私どもの方の提供施設整備等によってやっていますのが実態ではないかというふうに考えております。

○玉城委員 今おっしゃることは、いわゆる思いやり予算で米軍への提供住宅を建設しますね。その建設工事について米国のそういう建設業者がやっている例はないという意味ですか。

○志満説明員 失礼しました。これは我が国の経費負担でやりますので、防衛施設庁の工事に関する規程、規則がいろいろございまして、それに基つてやっておるわけでございまして、実は私、担当ではございせんけれども、国内の建設業者がやっておるわけでございまして、米軍の会社がやっていると云うふうには承知しておりません。

○玉城委員 外務省の方に伺いますが、そういう要求はありますか。聞いていませんか。

○岡本説明員 私が現在記憶できる限りでは、そのようなものを承知しておりません。

○玉城委員 よくアメリカさんは、日本というのは安楽な土地だと言つて盛んに非難攻撃しているわけですよ。例えばこういう米軍への住宅を建設して、国民の税金で提供するわけでしょう。

○志満説明員 そうですね。ですから、その場合にどう対応するかということをお伺いしているわけですが、そういう話は承知していないということですから、これもまたベンディングにしておきたいと思つて、さっきのフリーゾーンの問題も含めて、こういう問題も含めて、やっぱりこち

ら側の立場も非常に強く打ち出したいか、ないか、ただ手続をとつてあとは技術論でどうのこうのというだけじゃなくて、ひとつ頑張つていただきたい、こう思うのです。

○志満説明員 今度、大蔵省。これは話がかわりますが、沖縄が復帰するときの特別措置、これは政令のようでありまして、いわゆる信託業務について地元銀行に兼営させる措置を講じてきたわけですが、これは五月十四日に切れる。切れるとなると地元銀行は、信託業務をやつてきたのがもうできないということになるのか、今後どうするのか、あるいはそういう地元関係の方の要望はどうなのか、大蔵省はどういうふうにかへていらつしやいますか。

○中平説明員 ただいま御指摘のございましたように、沖縄県の地方銀行、二行ございまして、その二行につきましては復帰後十五年間の特別措置といたしまして信託業務を兼営できるということとされておるわけでございまして、そして、先生今お話がございましたこの点につきましてはこの期限が来るわけでございまして、期限の延長はしてほしいという御要望をいただいております。

○志満説明員 信託業務につきましては先生御承知のように、本土におきましては従来から信託分離の方針がとられてきておるとございまして、本件につきましても、沖縄県民に對します信託サービスの提供、それから沖縄県の産業に對します長期資金の供給のあり方等の観点を踏まえて、他の特別措置の取り扱ひの動向も勘案しつつ検討をいたしまして、早急に結論を得たいというふうに考えております。

○玉城委員 その要望に沿つてぜひ御検討もいただきたいというのを要望しておきます。午前中も御質疑があったわけですが、長官は国土庁長官も兼ねていらつしやいますので、総合保養地域整備法案ですね。これは閣議決定されて国会に提出するという段階に來てゐるということ、これは長官が御専門でしやうが、まだ国会に

出されていませんのでこの法案については私がお伺いするといふわけにはいかぬでしやうけれども、二十一世紀、こういうふうな高齢化といふことから、国土庁の四全総の中にも沖縄の位置づけについては、中間報告等を見まして大体長期滞在型あるいは国際的な規模とか、こうありますので、そういう意味では日本列島で亜熱帯といふ沖縄で、海洋性でもあるといふことからしやうと、やはりこの長期滞在型リゾート、そういうものは、これから沖縄の振興にとつてもあるいは国民的な立場からも、あるいは国土庁の言う四全総の中でも国際的と言いますから、そういうものを含めて非常に大事ではないかと思つて、こういう総合保養地域整備法なんといふのは大いに活用していくべきではないかと思つておるのです。ただ、この要綱をちょっと見ますと、相当規模の地域である一等等、こう書いてあるわけですから、そういう場合の相当規模といふのはどれくらいで、そして、沖縄といふのは離島で島々ですから、その辺を長官はどのように御理解していらつしやるのでしょうか。

○錦貫國務大臣 今回の総合保養地域整備法案、俗稱リゾート法ですが、これは一応縦横四十キロといふのを一つの基準にしようといふに内々に考えておられますが、北海道とか沖縄といふのはやはり特別のところでありますから、海城も含めてやるということになりますと、沖縄などは限られたところになりますので、その辺はこれから十分協議をしていかなければ、そういう幅を持つて考えていかなければならぬといふふうに考えております。

○玉城委員 ぜひ沖縄の地域特性といふものがこの中にも含まれていくように、長官はまた担当大臣でもいらつしやるわけでありまして、御努力をお願いしたいと思います。時間が参りましたので、あと沖縄の亜熱帯農業、水産、畜産等お伺いしたかったわけですが、また後の機会に譲りまして、質問を終わります。

○加藤委員長 和田一仁君。○和田委員 今回提出されました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、沖縄の復帰に伴つて沖縄の本土と違つたいろいろな制度はできるだけ早くスムーズに本土の制度に移行できるようにすることとされてきた措置でございまして、今回またこれが五年間延長といふことに提案がされてきたわけでございまして。過去、復帰以来今日までの措置法が果たして効果、役割が果たしたか、概略で結構でございますけれども、長官としての御見解をまず伺いたしたいと思います。

○錦貫國務大臣 先ほどもお答えいたしましたかと存じますが、復帰から十五年間の間に国内消費税及び関税の減免額だけでもさうと千五百九十九億円というふうなことで、沖縄の消費者の生活の安定、関係企業の育成に寄与してきたという面があると思つております。

○和田委員 いろいろの資料を拝見しておりますが、なおまた本土との格差が残されておる、こういうことからさらにこれを延長していききたいという御意向だと思つております。初めに、この措置法が施行されたそのときと今、具体的に数字で、施行されたことによつてこれだけ格差が縮まった、これをちょっと教えていただきたい。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。沖縄の例えは所得格差が本土と縮まったことについて復帰特措の影響が何%あるかといふような計算はなかなかしにくいわけでございまして。それで、あるいは先生の御質問の御趣旨から外れるかも知れませんが、本措置による復帰から昭和六十年度までの減税額のうち主たるものを申し上げますと、まず酒税がこの十五年間で約二百四十六億でございます。これで沖縄県産の泡盛、ビール、ウイスキー、それから清酒をつくつてゐる会社も一軒ございまして、そういう地場産業の振興に若干効果があつたものと考えております。

それから沖縄県産砂糖にかかわる税金でござい
ますが、これが三十億五千万くらいに上ります。
これは御承知のとおり、沖縄農業の主な作物であ
る砂糖でございまして、本土との税の格差、現在
六円でございまして、復帰当初はもっと多うござ
いました。これで沖縄の砂糖産業及び沖縄の消費
者に多大の貢献をしたものと考えております。

それから、効果を達成して、現在なくなつたも
ので石油ガス税が約十億近く、航空機燃料税、こ
れは少のうございまして一億三千万程度ございま
す。

それから、製造用原料品で、牛肉でございま
すとか、牛のくず肉関係が、沖縄の二・五次産業と
申しますか、食品産業が盛んになってまいりまし
たが、これが約二十五億九百万円程度の効果が上
がっております。また、同じく製造用原料品です
が、小規模な企業に対するものとしてコンニ
ャク玉に対する課税、この税率が本土の約半分に
なっております、これが三億四千万円ほどの効
果を上げております。

それから、沖縄電力が使用します発電用の石油で
ございまして、これは昭和六十年年度までで五十四
億七千万に上ります。また、沖縄電力に對しまし
ては、復帰特別措置法に基づくこのような優遇措
置のほかに、地方税法、租税特別措置法による優
遇措置がございまして、御承知のとおり、沖縄電
力は離島を多く抱えた経営体質の弱い企業でござ
います。それが、このような手厚い措置によって
かなりの効果を上げてきておる。一時は赤字が累
積しておりましたが、最近主として石油の値段
が安くなったことに基づくものと思ひますが、
赤字が解消しております。この特別措置も幾らか
お役に立っているように存じております。

そのほか、本土の方に有名になっているもので
観光戻し税がございまして、東京のデパートで買
う高級ウイスキーあるいはブランドの値段の約半
分くらいで沖縄で買って本土に持って帰れるとい
うことで、これは復帰以来昭和六十年年度までに二
百二十七億五千万円程度の減税効果が上がって

るわけでございまして。
以上でございまして。

○和田委員 細かい数字をあげたとうございま
した。それなりの効果があった、こういうことだと
思ひます。

そこで、大臣、先ほども御質問がありましたけ
れども、今政府はこういう特別な措置をさらに続
けようという一方、税制の大きな改革をやるう、
こういう姿勢でございまして、この税制改革のこ
ういった特別措置を一方でしなければならぬとい
うに對する影響というものを大臣はどんなふう
にお考えになつておられるか、これをぜひお聞き
したいのです。先ほどの御答弁では、今度の売上税は
薄く消費者に負担してもらふことによつて、そ
の見返りが沖縄の開発につながるような御答弁で
あったと思うのですけれども、もう一度ひとつ御
所見を伺ひたいのです。

○綿貫国務大臣 今回の税制改正の問題につきま
しては、ただいま予算委員会でもまだ質疑が中途
半端になつておる最中でございまして、そのさら
に細部についての影響度というものについては、
まだみんなよく認識をしていない面もあるんじ
やないかと思ひます。今後、この論議がさらに煮
詰まつて、それがどの程度影響するのかわかると
も見えてきてみなければならぬと思ひます
が、沖縄の県民生活に重大な影響が起きるとい
ふうには私も私では理解していませんのでござい
ますが、その辺はこれから国会の中の論議の煮詰
めも見なければならぬと思ひます。

○和田委員 提案の御説明の中に、引き続き沖縄
経済の自立的發展、雇用の場の拡大を図ること
が必要だ、こういうふうな御説明がありましたし、
県内企業の育成強化と県民生活の安定を図る
というこのためにこういう法案が必要だ、こう
いう御提案の説明でございまして、

今度の税制改革、基本的に総理は公平、公正、
簡素、活力としきりに言つておられますね。私
は、税制というものは本来、公平であり公正であ
り簡素であり活力につながるものでなければなら

ぬ、これは全くそのとおりだと思ふのですね。
が、しかし、前段の公平、公正、簡素は別とし
て、一体今度の税制改革が沖縄振興にとつてこれ
だけ特別な措置をしていられる一方、本当に活力に
つながるとお考えかどうか、この点は非常に大事だ
と思ふのです。一方でこれだけのことを考えな
がら、活力につながるような、円高不況にさ
らに加えて増税不況になるといふ心配をしてい
る一方、こういう大事なものをあわせ出してくる
というところに、ちよつと長官のお考えをどうし
ても聞きたいのです。一体活力になるのでしょ
うか。

○綿貫国務大臣 増税不況になるというふう
に決まつての御質問でございまして、これはやはり
いろいろの見方があると思ひますので、これは税
制に関する各党の対応なり、意見交換なりとい
うものが十分煮詰められていく過程も考えていか
なければならぬと思ひます。私は、今沖縄の今
度の復帰特別措置法というものは、沖縄と本土
の格差を一日も早く解消するために、継続してこ
の法案を御審議いただくことが最も大切である
というところで提出いたしておるわけでございま
して、税制論議はひとつ予算委員会で行つてお
願ひしたいと思つております。

○和田委員 私は、本当に活力につながる
ことであらば、それはもうこれを並行してお出
しになつて両方やるというのには非常にいいと思
うのですが、私どもの考え方では、まさに相反
することではないか、こういう感じがしてなりませ
ん。それだけに私は、今度の税制改革について
も、大臣はこういうお立場からやはりきちつと
した見解をお持ちの上、この税制改革について
発言をしていただきたかつた、こんなふうに思
うところでございまして、またこれはこれで予
算委員会の方でやらしていただきます。

今度の内容を拝見しております、県産品に
對する物品税、モーターボートとかヨットとか
三弦とか家具類ですか、こういった減免措置と
關稅の軽減措置がもう終わり、こういうふうになる

わけですが、これはどういうことで終わりに
なるのか、県からのそういう要望がないからか、効
果がなくなつたと判断されたのか、その辺はどう
いうことかをお聞きしたいと思ひます。

○小谷政府委員 お答え申し上げます。
その両方でございます。今回の延長措置から漏
れておりますものは、県産品にかかわる物品税
の減免措置、それからバナナの關稅の軽減措置の
二つでございまして、いずれも沖縄県が延長を希
望しなかつたものでございまして、
まず県産品の減免措置の対象とされてお
りますのは、現在、家具、三弦、つまり三味線で
ございまして三弦、モーターボートでござい
ます。県産品につきましてはこの物品税の減免措置に
つきましては、復帰後既に二回にわたつて措置の延
長を行つてまいりました。しかし、この措置に基
づく減免税の実績が、この五年間にほとんどな
くなくなつてしまつたことから、措置の効果極めて
薄く、また今後このような生産品にかかわる措
置効果が望めないという判断で、沖縄県はこの期
限延長を要望しなかつたという御説明でございま
したし、また、私もそれで納得してございま
す。

次に、消費生活物資でありますバナナの輸入に
かかわります關稅ですが、この軽減措置につきま
しては、これも県民生活を考慮しまして、既に二
回にわたつて延長してまいりました。ところが現況
を見ますと、特惠關稅の特恵税率が四月ないし九
月は、復帰特措法による率よりもかえつて低いとい
うことでございまして、沖縄県におきましても復
歸特措法の率よりは特惠税率を利用した方が有利
だということにございまして、また、十月から三月
につきましては、復帰特措法に基づく税率の方が安
いことは事実でございまして、この格差が僅少と
なつたということから県は延長を希望せず、今回
延長措置をとらないこととしたものでございま
す。

○和田委員 今回の提案の中には、食糧管理法、
食糧法を本土並みにしよう、こういうことでござ

一九

庁とも相談しながらやる、これを私は提言したいのですが、ぜひひとつ御検討いただきたい。そのことだけ長官の御意見を聞いて私、時間が来ましたので質問を終わります。

○綿貫国務大臣 先ほどの御質問の中で、開発と保存という接点をどこに求めるか、非常に重要な問題であり微妙な問題がたくさんあると思いますが、開発庁が、地域振興、またそれらの住民の皆さん方のお気持ちも十分体しながら、協議の場に入っていくかなければならないと考えております。

○加藤委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 最初に、ハリアー基地問題について質問します。

本論に入る前に、三月四日に那覇市議会が全会一致でハリアー基地建設に反対する意見書を決議した。そこで那覇市議会は、議長は自民党なんです、議長、副議長が議事を代表して、那覇防衛施設局にそれを届けるために交渉したら、防衛施設局は会わない、理由は関係市町村じゃないからということ、もし届けたければ玄関に来なさいといったような答弁をしているんですね。これはまさに、あれは防衛施設局の出先なんです、出先が、局長が忙しかれば施設部長もおるんだ。こういったような対応をしておる。これはもうけしからぬということで、今県民の世論になつておるんです。

防衛施設局、だれか来ておりますか。それにいつて何か意見があると思いますが、答えてください。

○森山説明員 お答えいたします。

私も、局の方から詳しい報告は聞いておりませんですけれども、局にそういった陳情がなされたときに、局長の判断でそういった措置をとったのだと思います。

○瀬長委員 私は、局長の判断でというんじやなしに、四十万の那覇市民を代表して議会が全会一致で決議したでしょう、それを会わないということとを言っておる、この態度についてどう考えるか

ということなんですか。これは事実なんです。三月四日なんです。開会冒頭で決議したんですよ。これを会わないというようにのこと、もし届けたければ玄関に持ってきたらいいじゃないかと。言っておるんですよ、事実。これを確かめた上で、そういうことのないように、対応は——同じ日本国民でしよう、そういったような市議会が決議したものを玄関に持ってきたらいいじゃないかと。市民が一体どういふ感じを持つのか。どうなんですか、もう一遍答えてください。

○森山説明員 事実関係についてよく調べてみたいと思います。

○瀬長委員 事実関係を調べて、それがあつたとしてどうしますか。

○森山説明員 ただいまのところ詳しいことを私も承知しておりませんので、調べさせていただきます、そういうふうに思います。

○瀬長委員 言っておるのは事実関係、事実を私調べて言っておるんですよ。これが事実であるとすれば、今後そういうことのないように向こうに示達する考えありますか、ないですか、これだけ言ってください。

○森山説明員 まず事実関係を把握させていただきたいと思つて、それから、私はまだそういった権限を持っておりませんので、そういった事実があつたかどうかということだけを調べさせていただきます。

○瀬長委員 これは余りこれだけに限るわけにいかぬので、これは事実なんです、防衛施設局がそういった態度をとると県民の抵抗はひどくなるというところだけは言っておきましょう。いいですね、この点は施設局長官にも言ってください、あなたの方は。

そこで、本論に入りますが、このハリアー基地建設問題は、西銘県知事もさうがに反対しております。県議会も全会一致、ハリアー基地建設反対の意見書を採択してきております。もちろん国頭村議会は真つ先に反対しております。ほとんど全県的に反対の機運が高まっております。これは極めて重大な時期に達しておることなんですね。この

ようなことなんですよ。知事も反対する、議会も反対決議をやる。今言つた那覇市議会もそうだが、地元のもの、もちろん国頭村議会から始まつたんです、これはかつてない反対の闘いが今どうなつておるか。今あの安波ダムですね、いわゆる安波という部落がある、その部落民が実力をもって抵抗した。

防衛施設局に聞きますが、復帰後米軍に沖縄県民がそういった基地建設をめぐって抵抗したといったことがあるかどうか。ちよつと、あるんですね、どこどこであつたと言ってください。なければ、どこでもないんです。これだけ。

○森山説明員 私の記憶しておる限り、ございません。

○瀬長委員 と思つて、これは初めてなんです。米軍と直接対決して、とうとう米軍も海兵隊が、地元の住民の抵抗がある場合ということで今陳述されているんです。しかし、やるといふ意思には変わりない。

そこで、私、この問題については質問主意書も出しましたが、こういったような総抵抗の機相は、ちよつと一九五〇年代アメリカが地代を一括払いする、千七百万ドルで買い取ろうと、これはブライズ勧告なんです、ブライズ勧告粉砕、四原則貫徹の島ぐるみの土地闘争をやつたんです。とうとう、さすがのアメリカもこれをひつ込めて、これは人民の抵抗に遭つて、とうとう県民は勝利したわけなんです、今ハリアー問題、そこまで来ておるんです。

そういうところまで来ておるわけでありまして、私はこの問題の措置については、第一、この前質問主意書を出したんですよ。質問主意書を出しましたが、これに対してはもう大変な返事なんです。こういふことなんですよ。「日米安全保障条約の目的の達成のために駐留し、及び必要な訓練を実施しているものであり、政府としては、北部訓練場の返還又はハリアー・パッドの建設計画の撤回を米側に要求する考えはない。」これだ。

突き放しておる。こうなりますと、突き放される何が残るかという問題なんです。まだ沖縄県民は政府を信頼しているんですよ。信頼しているから、県議会も決議して、いろいろ防衛施設局に行き、外務省に行き、やつておるわけなんです。私、そういう態度では沖縄県民の安全を守れぬと思うのです。だからその場合、こういったような答えではなくて、担当大臣でありますから、ひとつ綿貫長官のこれに対する本当の意見を伺いたいと思つたんですよ。これは重大な問題を引き起こしますよ。

○綿貫国務大臣 ハリアーパッド基地の問題につきましては、そのような反対の御意見と、何とか推進しようという動きとが、今関係者の間において話し合われておると聞いておりますので、円満な解決が図られるように事態を十分注視してまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○瀬長委員 担当長官としてはこのハリアー建設、これはやめてもらいたい、ということを関係大臣とも打ち合わせしながら、その方向で努力されるというふうに承つていいのですか。

○綿貫国務大臣 先ほど瀬長さんもおっしゃいましたように、あなたの質問主意書に対しては、政府の答弁書といたしまして三月十七日に閣議決定をしてお答えしたところでございまして、今のところ政府の方針はそれとおりだと御理解願いたいと思つております。

○瀬長委員 実はそれを県民に詳しく知らせなくちゃいけないから私は質問に立つたのです。あともう突き放されたわけだ。政府はまたこんなことも言っているのだ。政府は答弁書の中で、米軍は公共の安全に妥当な考慮を払うというふうなことも答弁しているのです。実はいつでもそうなんです。政府は妥当な考慮を払う、安全を図る、ダムの安全とか。

この問題は、なぜそういうふうに全県民が立ち上がっているかというと、大体鳥類からいへば特別天然記念物であるノグチゲラがいますね。長官より知っておられます。それからヤンバルクイナ

な時期に達しておることなんですね。このようなことなんですよ。知事も反対する、議会も反対決議をやる。今言つた那覇市議会もそうだが、地元のもの、もちろん国頭村議会から始まつたんです、これはかつてない反対の闘いが今どうなつておるか。今あの安波ダムですね、いわゆる安波という部落がある、その部落民が実力をもって抵抗した。

防衛施設局に聞きますが、復帰後米軍に沖縄県民がそういった基地建設をめぐって抵抗したといったことがあるかどうか。ちよつと、あるんですね、どこどこであつたと言ってください。なければ、どこでもないんです。これだけ。

○森山説明員 私の記憶しておる限り、ございません。

○瀬長委員 と思つて、これは初めてなんです。米軍と直接対決して、とうとう米軍も海兵隊が、地元の住民の抵抗がある場合ということで今陳述されているんです。しかし、やるといふ意思には変わりない。

そこで、私、この問題については質問主意書も出しましたが、こういったような総抵抗の機相は、ちよつと一九五〇年代アメリカが地代を一括払いする、千七百万ドルで買い取ろうと、これはブライズ勧告なんです、ブライズ勧告粉砕、四原則貫徹の島ぐるみの土地闘争をやつたんです。とうとう、さすがのアメリカもこれをひつ込めて、これは人民の抵抗に遭つて、とうとう県民は勝利したわけなんです、今ハリアー問題、そこまで来ておるんです。

そういうところまで来ておるわけでありまして、私はこの問題の措置については、第一、この前質問主意書を出したんですよ。質問主意書を出しましたが、これに対してはもう大変な返事なんです。こういふことなんですよ。「日米安全保障条約の目的の達成のために駐留し、及び必要な訓練を実施しているものであり、政府としては、北部訓練場の返還又はハリアー・パッドの建設計画の撤回を米側に要求する考えはない。」これだ。

がおる。昆虫類も貴重なものがある。沖繩、山原というところは東洋のガラパゴスと言われているところなんです。もちろんそれは私は説明しませんが、まずそれが大変なことなんです。あのハリウッド、あれは二機同時に垂直で離着する。百ホン以上のまきに爆発音だ。そういうようなことであるからノグチゲラ、ヤンバルクイナは一体どうなるのか、これが問題だ。それから水源地で、私も行ってきましたがもう水がめ、水源地のすぐ近くなんです。そういうような水源地の問題がある。環境破壊の問題がある。だものだから立ち上がる。

長官おわかりだと思いますが、今チームスピリット87の大変な演習をやっているのです。そういうような演習はよくない演習なんです。核戦争を想定していますからね。核戦争が起ったら大統領が乗って空中指揮をするというあの飛行機まで嘉手納におりてくる。こういうようなものについて意見が一致してそういったことになつていける、なぜハリウッドの建設をやめろというところが全県民の声になつていけるかという、今言ったような鳥類の問題、さらに飲料水の問題、沖繩の約八割はそこから水を飲んでいますが、そういうような問題があるために反対の声が高まっております。そうなりますと、今、長官がおっしゃったのが閣議決定となれば、頼るものがないんだ。もう抵抗権だけだ、そうなりますよ。現地における抵抗権。

私ここに持ってきましたが、これはアメリカの独立宣言。アメリカの独立宣言は、いわゆる安全や幸福、これが危険にさらされる場合、圧政がある場合にはアメリカ国民は別の政府を選ぶ権限を有する、いわゆる抵抗権、それで非常に高く評価されている。その抵抗権なんです。すると、沖縄県民に残された道はもう抵抗権だけなんです。今抵抗してやめさせておるのです。国頭村の、向こうの村長さんの命令で二人ずつちゃんと現地に立って、いつでも、来たらずく電話でばつとやるような仕組みになつていけるわけなんです。

いざという場合には抵抗権を行使しなくちゃいかぬことになる。この抵抗権まで政府は干渉し拒否するという姿勢に出られますか。答えてください。

○綿貫国務大臣 政府の答弁書にも書いてありますように、日米安全保障条約のもとに日本の安全、国民の生命財産を守るための基本を貫いていくということで、地元の皆様方の御理解を得てこれが遂行されるようにということをいねがっておるわけでありまして、政府の答弁書もその意味においてお出ししたものだと思ひます。今後皆様方との円満な話し合いができることを心から望んでおるということです。

○瀬長委員 ただ一言言ってください。円満な解決は望めそうもないから言うのです。もし円満な解決ができれば――三者会談等ありますね、それをアメリカは逃げてるのです。できなければ結局抵抗権しか残らないのです。その場合抵抗権を拒否するということはまさかないでしよう。長官、いかがですか。天賦の人権だから。

○小谷政府委員 我が国の法体系下に抵抗権があるかないかというところについては憲法学者の間で大変な議論になっております。私もどうもいたしましては、この場で我が国の法制が抵抗権を認めるものであるか認めないものであるかをお答えする権限も知識もないと考えております。

○瀬長委員 弾圧するつもりですか。はっきり言ってください。

○小谷政府委員 弾圧ということとは、恐らくその先生のおっしゃる抵抗権を行使し、警察あるいは防衛施設庁筋とトラブルを起こし逮捕され、それを裁判にかけて有罪にするということを弾圧するということになるかどうか、開発庁の人間としては何ともお答えできないこととさせていただきます。

○瀬長委員 私の言っていることは必ず起こります。言っておきます。これは、あれだけ立ち上がつて、知事さんの西銘さんは自民党なんです。売上税賛成の人なんです。しかしこれには真つ

向から反対しているんだ。そういう状況にあるから言っておるんです。だから一応それを警告にとどめておきます。まあしかしわかつたです。もう政府は相手にならぬ、突き放しをする、安保条約大事だ、県民の命が大事じゃないんだということがもうはっきりわかつたわけです。

そこで話を進めますが、農水省、沖縄食糧事務所の資料によりますと、現在の水稲ウルチ玄米の政府売り渡し価格は、復帰時に比べて五・四二倍、本土は二・四九倍です。消費者米価は沖縄の場合四・八二倍、本土は二・五六倍に引き上げられておる。その結果、この面でも本土との格差は政府売り渡し価格で九八・六％になつておる。それから消費者米価で九七・七％になつて、ほとんどもう本土並みになつておる。これはもちろん農水省の調べですから否定されるわけにはいかぬと思うのです。ところが、県民一人当たりの所得水準は、これは昭和五十八年度で見ても沖縄県は全国に比べてなお七〇・五％にすぎない。また、昭和六十年を一〇〇とした沖縄県の消費者物価指数は、昭和六十一年の実績で一〇〇・二、昭和五十六年は九〇・七、この五年間の物価上昇率は九・五％である。ところが、同じ時期の物価上昇率を穀類について見ると三倍の三〇・二％である。これは沖縄県の調査でも米価の引き上げが大きく影響しておることは明らかである。所得水準が改善されない消費者米価のみが本土並みになつて逆格差という現状ですね。

私は、この点を深く憂慮します。これは、もちろんお米の値段をだんだん本土並みにしようというのが実に確実に実現して一〇〇％近いのです。ところが、沖縄県民の望んでいる全国平均の所得水準は依然として七〇％だ。私、この点は十分開発庁としても考えなくてはいけないのではないかと思つておるのです。これは事実なんです。あなた方がつくつた物価関係のものに関連する米価の問題なんです。

それで、昭和五十二年の延長に際しての本委員会の附帯決議で「米麦の政府売り渡し価格等食糧

管理法の特例については、これが県民生活に重大な影響をもつため、県民生活の安定及び物価の動向に十分配慮して措置する」というふうなことを書いてあるのですが、ここで長官に、農水大臣とも協議されました、こういったような逆格差、これが出ないように、今の附帯決議に書かれておるような趣旨にのっとりて対処してほしいと思ひますが、大臣、いかがですか。

○小谷政府委員 細かい数字が出てまいりますので私から御答弁させていただきますと、本年五月、米穀価格が本土と一致するという御指摘、まさにそのとおりでございます。それで、数字でございますが、昭和五十一年から昭和六十年まで沖縄における消費者物価の上昇率をパーセントであらわしますと、総合で四二・三％であります。穀類は一〇五・五％でございます。ただ、穀類の総合物価上昇率に及ばずウエイトは〇・四一五でございます。また、国民一人一年当たりの精米消費量を昭和五十九年度で見ますと、沖縄県は六十一・八キログラム、本土平均は七十五・三キログラムで、本土平均よりは米の消費量が少ないようでございます。また、沖縄県勤労者世帯の一月当りの支出、昭和五十九年平均で見ますと、消費支出二十万七千七百三十三円、うち食料費が五万九千六百三十六円、穀類が七千八百三十六円で、ウエイトとしてはかなり少ない数字が出ております。

そこで、米穀の価格引き上げのため、沖縄の物価ないし県民生活に対する影響を見ますと、県民一人当たりの米穀消費量が先ほど申し上げましたとおり本土の水準よりかなり少なく、また、勤労者世帯の消費支出、食料費全体に占める割合も低く、それぞれ二・二％弱、七・七％程度でございます。したがって、米穀価格が本土並みに高くなつたことに基づく消費者物価上昇に対する寄与率もそれほど大きなものとは思ひきれない次第でございます。

しかし、復帰特別措置法の趣旨それからこれまでの経緯を見まして、沖縄の米穀価格の本土への

一致、まことにやむを得ないことでございますが、県民の負担増になつてゐることは変わりございませぬので、開発庁といたしましては、今後とも沖縄の農業振興を含む産業振興及び雇用の拡大を通じて県民所得の向上を図つてまいりたいと思つております。

○瀬長委員 いずれにしても認められたわけなんです、沖縄県民としては米価は安い方がいいのですよ。それはそうなんです。しかし、逆格差ができてそれが急ピッチに進んでゐるわけだ。ところが、所得は依然として全国平均七〇%。今のような状態を直さない限り、政府みずから逆格差をつくり出してゐるわけなんだから、第二次振計で一人当たり県民所得二百万円にするということを言つておられますね、これは達成できないですよ。あと五年しかない。だから、この点は非常に配慮してもらいたいと思ひます。

時間がありませんので、最後に売上税の問題。売上税がもし施行された場合、これは売上税ですから、沖縄は特別に売上税のからぬようにはできないでしょう。大臣、できますか、どうですか。

○綿貫國務大臣 沖縄だけ特別というわけにはいかならないと思ひますね。

○瀬長委員 そのとおりだと思ひます。これは、共産党の質問にも答えて、売上税のからぬ品物あるかと言つたら、総理大臣、答えることでできなかったのですよ。あれは掃りかごから墓場まで全部かかりまうからね。だから、国のものだから結局地方にかかつてくる。これは朝日新聞の三月十四日の調べだが、売上税に八二%が反対しているのだ。これが本当に国民の、今度地方選挙もあります、この結果が出てくると思ふのですが、売上税がこうなつた場合、当然のことながら酒税が見直される。さらに、観光戻し税のメリットが非常に少なくなることが予想されるわけなんです。沖縄観光の魅力の一つである観光戻し税制度は昨年一年間で十九億四千四百万円の実績を上げてゐるわけなんだ。料率も二六・五%に達してお

るし、観光産業を進展させるかどうかは二次振計の目標達成を左右する問題でありますから、そのために戻し税制度のメリットを維持すべきだと私は思ふのですよ。

それで質問ですが、戻し税制度のメリットを維持するために政府はどのような施策を講じられてゐるか。これは局長なら局長でいいです。

もう一つ、一緒に答えてください。同時に、戻し税制度の維持による観光産業の振興とともに、地場産業である県内酒造業者の育成強化も必要であります。輸入ウイスキーと県産酒類が競合しないように配慮が必要と考へるわけでありまして、これに対して政府はどのように考へてゐるのか。時間がありませんから、二問一緒に答えてください。

○綿貫國務大臣 戻し税のことは後から局長が答えますが、売上税の問題につきましては、ただいま予算委員会でもまだ審議の最中でございまして、瀬長さんのように一方的に決めつけてこの委員会です売上税問題を中心にして御論議いただくのはどうかと思ひます。政府としても、日本の国のためによかれと思つて売上税というものを提案してゐるわけでありまして、引き続き予算委員会でも十分御議論をいたしていきたい中で売上税というものを御認識願ひたいと思つております。

○小谷政府委員 観光戻し税と沖縄県産酒類に対する酒税の二つの問題でございまして。

観光戻し税は、直接の受益者は沖縄から本土へ来る人間でございまして、それが沖縄観光のために重要な役割を果たしているということでございまして。売上税の新設を含む税制改正が成つた暁には、観光戻し税の効力に影響するかも知れませんが、もしそのような事態になつても、そのようなことがなく、現在の戻し税の実効性を保つような法令改正ということを考えております。

また、沖縄県産酒類の保護につきましては、午前中冒頭の御質問にございましたように、仮に将来ウイスキーの税率を下げる、そのほか酒税を下げるというふうなことになるにしても、沖縄県産

の酒類に対する税率、これは現在政令で決まつておりますが、そんな場合には、その政令上定められてゐる税率をさらに下げるといふようなことを含めて、現在検討中でございます。

○瀬長委員 時間が参りましたのでもうやめますが、前に戻つてひとつ長官に言つておきますが、ハリアイパッドの建設問題を今のようなことでなされる場合に、大変な事態を迎へる。これは別に答弁は求めませんが、長官は沖縄の担当長官ですから関係大臣ともよう相談なさつて、県民を突き放さないように、頼りはあなたただだから、県民は頼つてゐる、信頼してゐるのですよ。信頼してゐるから陳情もしませんよ。だから、その点関係大臣ともよう打ち合わせをなさつて、ハリアイパッドの建設問題については慎重に配慮してもらいたいといふことを要望して、質問を終わります。

○加藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○加藤委員長 この際、ただいま議決されました本案に対し、附帯決議を付したいと存じます。まず案文を朗読いたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に配慮し、適切な施策を講ずべきである。

一 沖縄の経済社会の実態にかんがみ、沖縄の特性を生かした各種産業の振興及び県民生活の安定向上について、引き続き一層の努力を払ふこと。

二 食糧管理法の特例の廃止に当たつては、県民の実情を十分配慮し、遺憾のないよう処理すること。

三 沖縄の社会資本の整備を引き続き進めるとともに、国の補助率については、沖縄県の特殊事情を考慮し引き続き特段の配慮を行うこと。

四 高い失業率を抱へた沖縄県の雇用問題に対処するため、雇用機会の増大に努め一層努めること。

五 米軍施設・区域については、日米両国において返還合意のあつたものについてその早期返還に努めるとともに、返還跡地の有効利用を図ること。

六 沖縄電力株式会社の民営化問題については、沖縄の実情を十分配慮しつつ、電力の安定的かつ適正な供給が確保されるよう努めること。

右決議する。

以上であります。

附帯決議の趣旨は、案文によつて十分御理解いただけると存じますので、この際説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

採決いたします。

本附帯決議を付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、沖縄開発庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。綿貫沖縄開発庁長官。

○綿貫國務大臣 ただいま沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につき

まして可決をしていただきまして、まことにありがたうございます。

附帯決議につきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○加藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「十五年」を「二十年」に改め、同項第二号中「この法律の施行の日から起算して十五年以内」を「昭和六十二年十二月三十一日までの間に」に改め、同項第三号及び同条第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

第八十二条、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第八十五条第一項中「十五年」を「二十年」に改める。

第一百十條の前の見出しを削り、同条から第一百十

六条までを次のように改める。
第一百十條から第一百十六條まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一百十條の前の見出しを削る改正規定及び同条から第一百十六條までの改正規定並びに次項から附則第八項までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（食糧管理法の適用に伴う経過措置）

2 この法律の施行により沖繩県の区域について適用されることとなる食糧管理法（昭和十七年法律第四十号。以下「法」という。）第三条の規定は、昭和六十三年産の沖繩産米穀から適用し、昭和六十二年産の沖繩産米穀については、なお従前の例による。

3 この法律の施行により沖繩県の区域について適用されることとなる法第四条ノ二の規定は、昭和六十三年産の沖繩産麦から適用し、昭和六十二年産の沖繩産麦については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に定める規定（以下「食糧管理法関係改正規定」という。）の施行の際現に沖繩県の区域において米穀の集荷の業務（法第八条ノ二第一項の米穀の集荷の業務をいう。次項において同じ。）を行つてゐる者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ二第一項の指定を受けずに、沖繩県の区域内に限り、その業務を行うことができる。

その者がその期間内に当該指定の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し指定をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5 前項の規定により米穀の集荷の業務を行うことが出来る場合においては、その者を法第八条ノ二第三項の集荷業者とみなして、法第三条第一項の規定を適用する。

6 食糧管理法関係改正規定の施行の際現に沖繩

県の区域において米穀の卸売の業務又は小売の業務を行つてゐる者は、食糧管理法関係改正規定の施行の日から六月間は、法第八条ノ三第一項の許可を受けないで、沖繩県の区域内に限り、その業務を行うことができる。これらの者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

7 食糧管理法関係改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 附則第二項から前項までに規定するもののほか、食糧管理法関係改正規定の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における沖繩の社会経済情勢にかんがみ、沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を原則として五年延長するとともに、本土と同様に食糧管理法を適用するため同法に關する特例等の措置の規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年四月一日印刷

昭和六十二年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局